

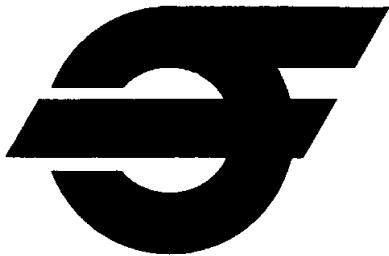
茅ヶ崎の環境

— 令和6年度環境保全報告 —



令和8年2月
茅ヶ崎市

市 章



「チガサキ」の「チ」を図案化した円形は、市の融和と団結をあらわし、翼状平行線は市勢の飛躍、発展を象徴しています。
(昭和32年10月1日制定)

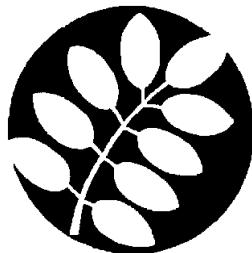
市 民 憲 章

美しい海
きれいな空気
おだやかな四季

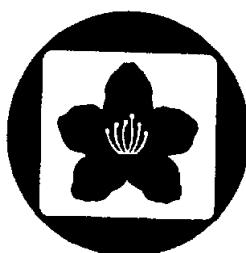
私たちはこのめぐまれた自然に感謝しながら、未来へ力強くはばたくための愛市憲章をここに定めます。

1. 美しい自然是、私たちみんなの誇りです。
1. 私たちは、元気で仲良く、きょうも働きます。
1. 私たちは、きまりを守り、安全で住みよいまちづくりにはげみます。
1. 私たちは、文化の花咲く、明るい平和なまちをきずきます。
1. 老いも若きも手を取りあって、輝かしい明日へ向って前進しましょう。

市の木・市の花・市の鳥



市の木「アカシア」
(昭和47年10月1日制定)



市の花「つつじ」
(昭和47年10月1日制定)



市の鳥「シジュウカラ」
白地にネクタイといったかわいい模様が特徴です。
(平成9年10月1日制定)

目 次

第1章 市勢の概要

1 位置と地勢	1
2 市街化区域と市街化調整区域	2
3 人口・世帯数	3
4 市の環境行政機構	4

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1 公害法令等制定状況	5
2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況	5
3 法令等に基づく申請・届出	6

第3章 公害苦情発生状況

1 公害苦情件数の推移	10
2 用途地域別苦情件数	11
3 業種別苦情件数	12

第4章 公害の現況

1 大気汚染	13
2 水質汚濁	24
3 騒音・振動	37
4 地盤沈下	44

環境に関する用語の解説	46
-------------	----

◎令和6年度 広報記事一覧	54
---------------	----

第1章 市勢の概要

- 1 位置と地勢
- 2 市街化区域と市街化調整区域
- 3 人口・世帯数
- 4 市の環境行政機構

第1章 市勢の概要

1 位置と地勢

本市は、神奈川県の中南部、東経139度24分、北緯35度20分に位置し、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmにおよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は35.76km²、東西6.94km、南北7.60kmで、周囲は30.46kmに及んでいます。

市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっています。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬は暖かです。年間の平均気温も摂氏約17度と自然に恵まれており、明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地でした。

このように、恵まれた自然と地理的条件のもとに、「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」の都市像を目標にその実現に努めています。



2 市街化区域と市街化調整区域

用途地域別の面積とその割合

区域別	地 域 别	面 積 (ha)	率 (%)
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	555.0	15.5
	第2種低層住居専用地域	5.3	0.1
	第1種中高層住居専用地域	820.0	22.9
	第2種中高層住居専用地域	43.0	1.2
	第1種住居地域	380.0	10.6
	第2種住居地域	47.0	1.3
	準住居地域	9.7	0.3
	近隣商業地域	63.0	1.8
	商業地域	27.0	0.8
	準工業地域	124.0	3.5
	工業地域	47.0	1.3
	工業専用地域	100.0	2.8
小 計		2,221.0	62.1
市 街 化 調 整 区 域		1,355.0	37.9
合 計		3,576.0	100.0

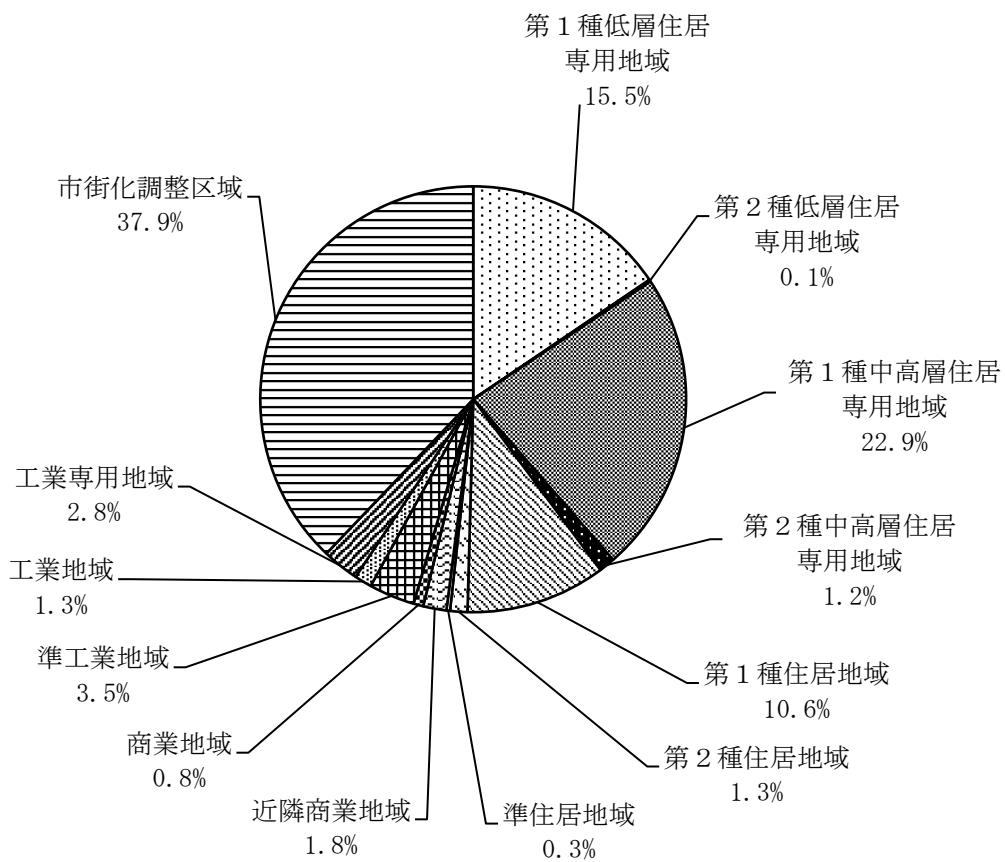


図 用途地域別面積割合

3 人口・世帯数

昭和40年からの人口及び世帯数の推移
各年10月1日現在

年次	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		総数	男	女
昭和 40年	25,510	100,081	50,266	49,815
45年	35,467	129,621	64,934	64,687
50年	43,520	152,023	75,954	76,069
55年	51,715	171,016	85,621	85,395
60年	57,377	185,030	92,444	92,586
平成 2年	66,729	201,675	100,820	100,855
7年	74,032	212,874	106,035	106,839
12年	80,959	220,809	109,494	111,315
17年	87,992	228,420	113,272	115,148
22年	93,445	235,081	115,245	119,836
27年	97,951	239,348	116,894	122,454
28年	99,112	240,046	117,071	122,975
29年	100,278	240,618	117,254	123,364
30年	101,862	242,003	117,872	124,131
令和 元年	102,867	241,887	117,749	124,138
2年	102,532	242,389	117,608	124,781
3年	104,132	243,406	117,993	125,413
4年	105,611	244,091	118,160	125,931
5年	107,275	245,534	118,904	126,630
6年	108,203	245,419	118,867	126,552

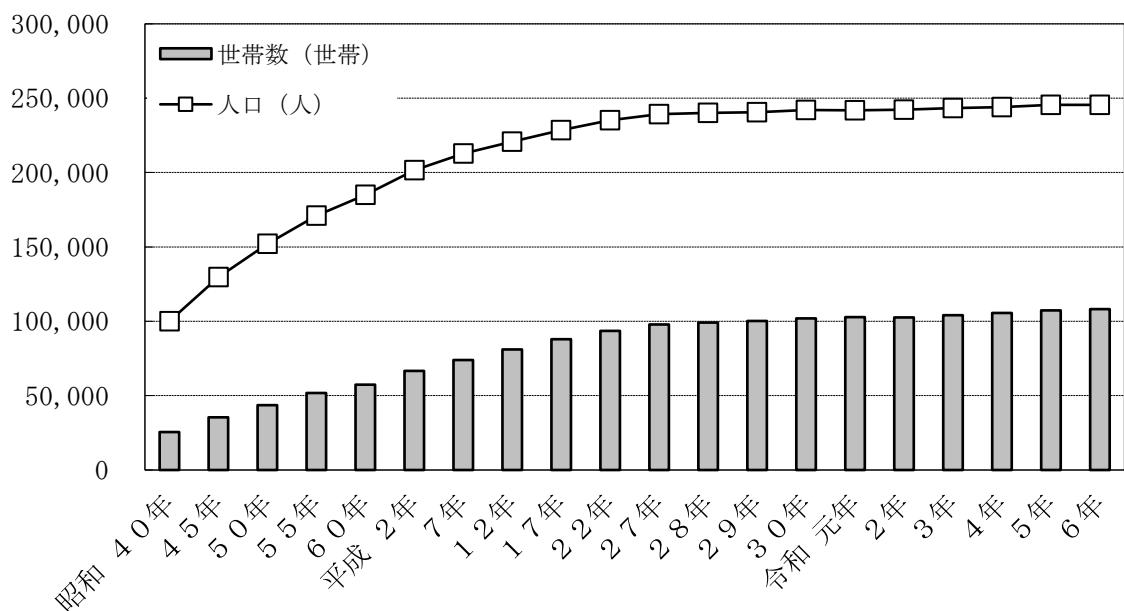
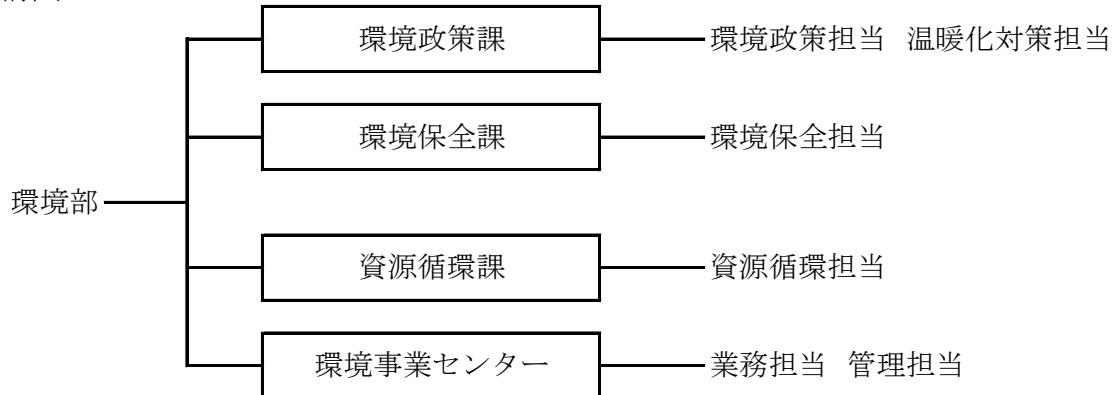


図 人口及び世帯数の推移

4 市の環境行政機構（令和6年4月1日現在）

機構図



環境行政機構の変遷

昭和33年12月 商工観光課

昭和41年11月 経済部 商工観光課 指導係

昭和42年10月 経済部 商工観光課 公害係

昭和47年 7月 生活環境部 環境整備課 公害係

昭和54年 7月 生活環境部 公害対策課 対策係

調査指導係

平成 5年 4月 環境部 環境保全課 環境保全担当

環境保全課事務分掌

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 公害防止統括者等の選任の届出の受理等に関すること。
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壤汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 汚染土壤処理業に関すること。
- (9) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (10) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (11) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (12) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (13) 公害事案の処理に関すること。
- (14) 净化槽の設置の届出の受理等に関すること。
- (15) 净化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (16) 環境美化事業に関すること。
- (17) 空地等（他の所管に属するものを除く。）の浄化推進に関すること。
- (18) 公衆便所（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (19) 尿尿の収集及び浄化槽清掃に関すること。
- (20) 一般廃棄物処理手数料（尿尿及び浄化槽の汚泥に係るものに限る。）の賦課、徴収及び減免に関すること。

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

- 1 公害法令等制定状況
- 2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況
- 3 法令等に基づく申請・届出

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1 公害法令等制定状況

公布年月日	法 令 等 の 制 定 状 況
昭和 26年 12月	神奈川県事業場公害防止条例
33年 12月	工場排水等の規制に関する法律
37年 6月	ばい煙の規制等に関する法律
39年 3月	神奈川県公害の防止に関する条例
42年 8月	公害対策基本法
43年 6月	大気汚染防止法
43年 6月	騒音規制法
45年 6月	公害紛争処理法
45年 12月	水質汚濁防止法
46年 3月	農用地の土壤汚染防止等に関する法律
46年 6月	神奈川県公害防止条例
46年 6月	悪臭防止法
51年 6月	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
51年 6月	振動規制法
53年 3月	神奈川県公害防止条例（全面改正）
55年 10月	神奈川県環境影響評価条例
平成 4年 6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量削減等に関する特別措置法（自動車NOx法）
5年 11月	環境基本法
8年 3月	神奈川県環境基本条例
8年 9月	茅ヶ崎市環境基本条例
9年 6月	環境影響評価法
9年 10月	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
11年 7月	ダイオキシン類対策特別措置法
13年 6月	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）
14年 3月	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例
14年 5月	土壤汚染対策法
15年 4月	茅ヶ崎市が特例市（現 施行時特例市）に移行 (政令で指定する人口二十万以上の市)
29年 4月	茅ヶ崎市が保健所政令市に移行

2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況

施行年月	内 容	規 制 地 域
昭和 44年 4月	騒音規制法に基づく地域指定 (昭和49年5月廃止)	市内全域（工業専用地域を除く）
48年 5月	神奈川県公害防止条例に基づく地下水採取規制指定地域	市内全域
48年 5月	悪臭防止法に基づく地域指定	市街化区域
49年 5月	騒音規制法に基づく地域指定	市内全域（工業専用地域を除く）
52年 11月	振動規制法に基づく地域指定	市内全域（工業専用地域を除く）
平成 4年 12月	自動車NOx法に基づく地域指定	市内全域
15年 4月 (特例市移行に伴う事務)	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の指定	市街化区域
	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域及び規制基準の指定	市内全域（工業専用地域を除く）
17年 1月	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の改正（臭気指數規制告示）	市内全域（農業振興地域を除く）
24年 4月	環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定	市内全域（工業専用地域を除く）
30年 6月	河川の生活環境の保全に関する環境基準の新規類型指定 河川の水生生物の保全に関する環境基準の新規類型指定	小出川

3 法令等に基づく申請・届出

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、騒音や振動等の公害全般について規制するため、条例で指定した施設を設置等する場合に県の許可が必要となります。

また、同条例では茅ヶ崎市内が地下水採取により地盤沈下が生じている地域、または生ずるおそれがある地域として指定されていることから地下水採取する場合に許可が必要となります。

その他に、有害物質等を使用した土地等の土壤汚染に係る届出や夜間小売店業に係る届出、化学物質の管理状況に係る届出があります。

(件数)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
指定事業所数	155	155	155	155	0
設置許可申請	1	2	1	1	0
事業開始届	0	0	0	0	0
変更許可申請	11	13	5	11	6
変更完了届	11	17	8	10	2
変更計画中止届	0	0	0	0	0
変更計画届	0	0	0	0	0
変更計画早期着手申請	0	0	0	0	0
変更届	15	31	24	36	12
地位承継届	1	0	0	3	3
廃止等届	4	2	1	1	0
環境配慮書	0	0	0	0	0
現況届	0	0	0	0	0
地下水採取関係届	146	145	148	155	7
夜間小売業関係届	0	0	0	0	0
土壤汚染関係	59	80	58	67	9
環境汚染関係	0	0	0	1	1
化学物質管理状況報告書	20	9	11	26	15
合 計 (申請・届出数)	268	299	256	311	55

(2) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法では、河川等の公共用水域の汚濁を防止するため、法で定められた施設を設置等する場合は届出が必要となります。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
特定事業場数	91	93	92	91	-1
(法第5条) 設置届	6	13	7	7	0
(法第7条) 構造等変更届	2	8	4	6	2
(法第10条) 氏名等変更届	4	8	9	8	-1
(法第10条) 廃止届	6	8	7	13	6
(法第11条) 承継届	1	3	2	3	1
合 計	19	40	29	37	8

(3) 土壤汚染対策法

土壤汚染対策法では、土壤汚染による健康被害を未然に防止するため、水質汚濁防止法等で届出されている有害物質を使用した施設を廃止等した場合は、工場・事業所内の土地を調査しなければなりません。ただし、引き続き工場・事業所として土地が利用される場合は調査が猶予される場合もあります。

また、一定規模(3,000m²以上)の土地区画形質を変更する場合にも届出が必要となり、土地の使用履歴等により土壤調査を命令する場合があります。

(件数)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
(法第3条第1項) 土壤汚染状況調査結果報告	0	0	1	0	-1
(法第3条第1項) ただし書の確認申請	2	2	1	10	9
(規則第16条第4項) 承継届	0	0	0	0	0
(法第3条第4項) 土地利用方法変更届	0	0	0	0	0
(法第4条) 一定規模以上形質変更届	6	10	5	3	-2
(法第3条第7項) 一定規模以上形質変更届	1	0	3	0	-3
(法第4条) 土壤汚染状況調査結果報告書	0	1	0	0	0
(法第3条第8項) 土壤汚染状況調査結果報告書	1	0	4	0	-4
(法第12条第1項) 区域内における土地の形質変更届	2	2	3	0	-3
(法第14条) 指定の申請	1	0	0	1	1
(法第16条第1項) 汚染土壤の区域外への搬出時届	2	2	2	0	-2
合 計	15	17	19	14	-5

(4) 大気汚染防止法（一般粉じんのみ）の発生施設数

大気汚染防止法では、粉じんによる大気汚染を未然に防止するため、法で定められた施設を設置等する場合は届出が必要となります。

区分	令和5年度		令和6年度		前年度比		
	特定施設の種類	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
コークス炉	0	0	0	0	0	0	0
鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	1	1	1	1	0	0	0
ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	0	0	0	0	0	0	0
破碎機及び摩碎機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	1	1	1	1	0	0	0
ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	2	2	2	0	0	0

(5) 騒音規制法

騒音規制法では、工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音を規制するため、法で定めた施設や建設機械等を設置、使用等する場合に届出が必要となります。

(5-1) 騒音規制法の特定施設数

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年度比	
特定施設の種類	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	23	139	22	138	22	136	0	-2
空気圧縮機及び送風機	61	519	62	520	62	512	0	-8
土石用又は鉱物用破碎機（注2）	6	24	6	24	6	24	0	0
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	1	1	1	1	1	1	0	0
穀物用製粉機	2	3	2	3	2	3	0	0
木材加工機械（注4）	3	9	3	9	3	9	0	0
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	8	12	8	12	8	12	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	12	2	12	2	12	0	0
鋳型造型機	1	1	1	1	1	1	0	0
合 計	104	720	105	720	105	710	0	-10

注1 金属加工機械

イ 圧延機械
ロ 製缶機械
ハ ベンディングマシン
ニ 液圧プレス
ホ 機械プレス
ヘ せん断機
ト 鍛造機
チ ワイヤーホーミングマシン
リ ブラスト
ヌ タンブラー
ル 切断機

注2 土石鉱物用破碎機等

イ 破碎機
ロ 摩碎機
ハ ふるい及び分級機

注4 木材加工機械

イ ドラムバーカー
ロ チッパー
ハ 碎木機
ニ 帯のこ盤
ホ 丸のこ盤
ヘ かんな盤

注3 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント
ロ アスファルトプラント

(5-2) 騒音規制法届出状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
件数	件数	件数	件数	件数
特定工場等関係届出	2	1	0	-1
特定施設の設置届出書	6	2	1	-1
特定施設の種類ごとの数変更届出書	0	0	0	0
騒音の防止の方法変更届出書	4	5	4	-1
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	2	0	0	0
特定施設使用全廃届出書	0	0	2	2
承継届出書	14	8	7	-1
計				
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	前年度比
くい打機等を使用する作業	0	1	1	0
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	28	53	45	-8
空気圧縮機を使用する作業	6	8	0	-8
コンクリートプラント、アスファルトプラント	0	0	0	0
バックホウ	2	6	2	-4
トラクターショベル	0	0	0	0
ブルドーザー	0	0	0	0
計	36	68	48	-20

(6) 振動規制法

振動規制法では、工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する振動を規制するため、法で定めた施設や建設機械等を設置、使用等する場合に届出が必要となります。

(6-1) 振動規制法の特定施設数

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		前年度比	
特定施設の種類	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	30	207	30	207	30	205	0	-2
圧縮機	34	268	34	267	34	267	0	0
土石用又は鉱物用破碎機（注2）	8	19	8	19	8	19	0	0
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械（注4）	5	5	5	5	5	5	0	0
印刷機械	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	13	2	13	2	13	0	0
鋳型造型機	1	1	1	1	1	1	0	0
合 計	80	513	80	512	80	510	0	-2

注1 金属加工機械

- イ 液圧プレス
- ロ 機械プレス
- ハ せん断機
- ニ 鍛造機
- ホ ワイヤーホーミングマシン

注2 土石鉱物用破碎機等

- イ 破碎機
- ロ 摩碎機
- ハ ふるい及び分級機

注3 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラントブロックマシン
- ロ コンクリート管製造機械
- ハ コンクリート柱製造機械

注4 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー

(6-2) 振動規制法届出状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
件数	件数	件数	件数	件数
特定工場等関係届出	1	0	0	0
特定施設の設置届出書	0	0	0	0
特定施設使用届出書	0	0	0	0
特定施設の使用の方法変更届出書	0	0	0	0
特定施設の種類ごとの数変更届出書	6	1	1	0
振動の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	2	4	3	-1
特定施設使用全廃届出書	2	0	0	0
承継届出書	0	0	1	1
計	11	5	5	0
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	件数
くい打機等を使用する作業	0	2	1	-1
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0
舗装盤破碎機を使用する作業	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	15	32	28	-4
計	15	34	29	-5

第3章 公害苦情発生状況

- 1 公害苦情件数の推移
- 2 用途地域別苦情件数
- 3 業種別苦情件数

第3章 公害苦情発生状況

1 公害苦情件数の推移

公害苦情件数は、近年は90件前後で推移しています。

公害苦情の内訳は、騒音・ばい煙・悪臭が多数を占めています。

年 度	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他*	計
平成28年度	発生件数	42	3	0	23	1	0	7	1	0 77
	処理件数	44	3	0	23	1	0	7	1	0 79
平成29年度	発生件数	39	2	0	26	4	0	7	1	1 80
	処理件数	38	2	0	26	4	0	7	1	1 79
平成30年度	発生件数	36	2	0	14	7	0	17	0	0 76
	処理件数	35	2	0	14	7	0	16	0	0 74
令和元年度	発生件数	32	4	1	27	7	0	11	0	1 83
	処理件数	32	4	1	27	7	0	10	0	1 82
令和2年度	発生件数	44	4	0	28	5	0	13	0	2 96
	処理件数	43	4	0	28	5	0	12	0	2 94
令和3年度	発生件数	37	5	0	28	2	0	10	0	2 84
	処理件数	38	5	0	28	2	0	11	0	2 86
令和4年度	発生件数	40	3	0	29	1	0	10	0	3 86
	処理件数	39	3	0	29	1	0	10	0	3 85
令和5年度	発生件数	25	2	1	33	3	0	16	0	5 85
	処理件数	25	2	1	33	3	0	16	0	5 85
令和6年度	発生件数	36	3	1	37	3	0	14	0	1 95
	処理件数	36	3	1	37	3	0	14	0	1 95

*その他には、光害や電波障害、アイドリングなどが含まれます。

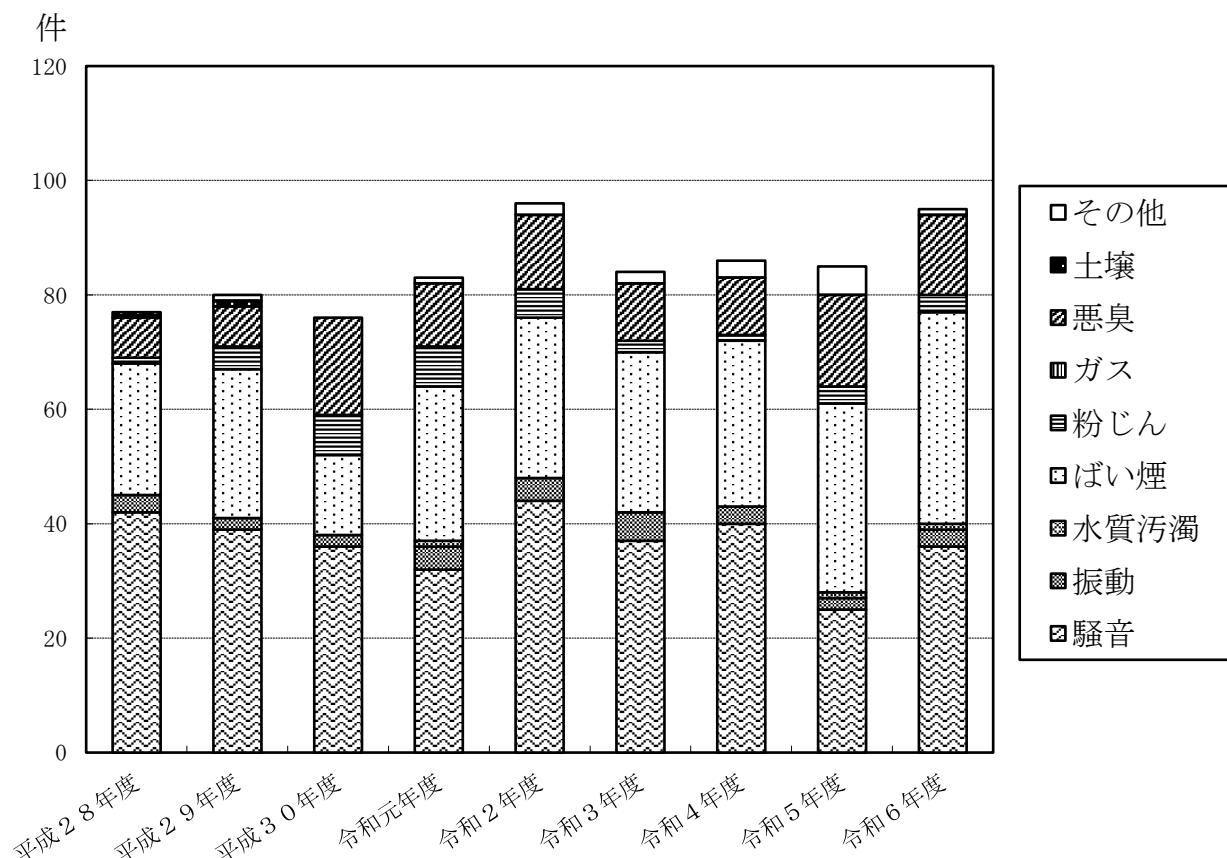


図 公害苦情件数の推移

2 用途地域別苦情件数

苦情が多く発生している市街化調整区域・第1種中高層住居専用地域では、畑などで行われる屋外焼却行為によるばい煙苦情のほか、建設工事等に伴う騒音苦情が多数を占めています。

令和6年度

区域	地域別	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
市街化区域	第1種低層住居専用地域	2			1	2		4			9
	第2種低層住居専用地域							1			1
	第1種中高層住居専用地域	9	1	1	5			2		1	19
	第2種中高層住居専用地域	5									5
	第1種住居地域	5			2			1			8
	第2種住居地域				1						1
	準住居地域										0
	近隣商業地域	2			2						4
	商業地域	2									2
	準工業地域	3	1		1			3			8
	工業地域	2									2
	工業専用地域	1									1
市街化調整区域		5	1		25	1		3			35
不明											0
合 計		36	3	1	37	3	0	14	0	1	95

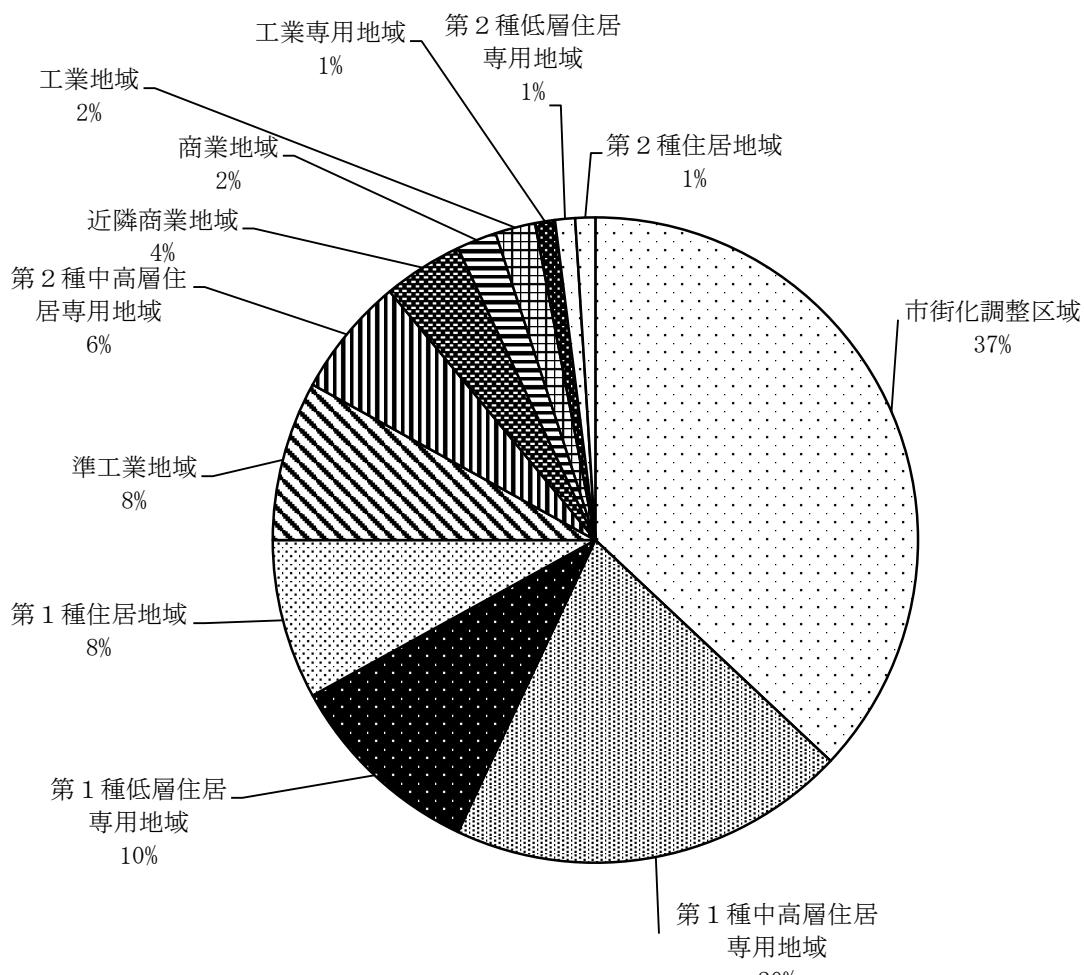


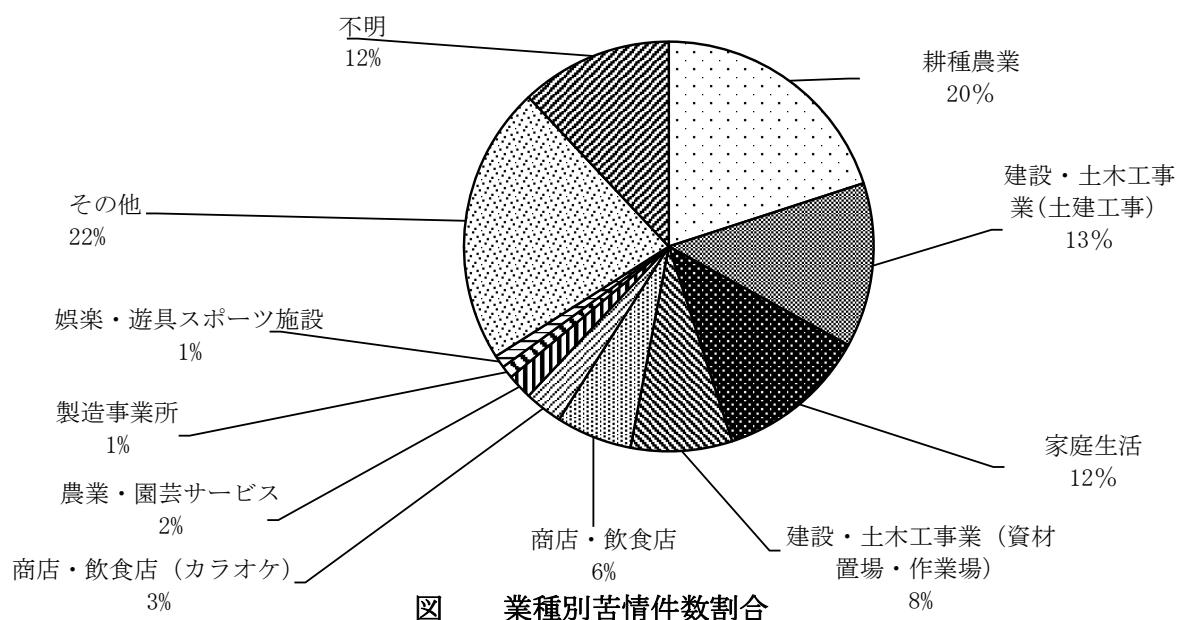
図 用途地域別苦情件数

3 業種別苦情件数

苦情の発生源は、製造業等の工場・事業場関係のものは少なく、耕種農業や建設・土木工事に関係するものが多いです。

また、その他に含まれている福祉施設などの苦情も多いです。

発生源		令和6年度									
公害苦情の種類		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壤	その他	計
製造事業所	食料品									0	
	衣服その他繊維製品									0	
	木材・家具装備品									0	
	パルプ・紙・紙加工品									0	
	化学・石油石炭製品									0	
	ゴム皮革製品									0	
	窯業・土石製品									0	
	鉄鋼・非鉄金属製品	1								1	
	機械器具製品									0	
	その他の製造事業所									0	
小 計		1	0	0	0	0	0	0	0	1	
耕種農業				19						19	
農業・園芸サービス							2			2	
修理工場										0	
建設・土木工事業 (土建工事)		8	2			2				12	
建設・土木工事業 (資材置場・作業場)		3			3	1		1		8	
道路貨物運送業										0	
娯楽・遊具スポーツ施設		1								1	
商店・飲食店		4					2			6	
商店・飲食店(カラオケ)		3								3	
事務所										0	
その他		11	1		3			5		21	
交通機関										0	
下水清掃事業										0	
家庭生活		1			8			2		11	
不明		4		1	4			2		11	
小 計		35	3	1	37	3	0	14	0	1	94
合 計		36	3	1	37	3	0	14	0	1	95



図

業種別苦情件数割合

第4章 公害の現況

- 1 大気汚染
- 2 水質汚濁
- 3 騒音・振動
- 4 地盤沈下

4-1 大 気 汚 染

- (1) 大気汚染常時監視
- (2) 光化学大気汚染緊急時措置
- (3) 窒素酸化物測定
- (4) ダイオキシン類
- (5) アスベスト
- (6) 放射線量

(1) 大気汚染常時監視

大気汚染防止法に基づき、神奈川県が茅ヶ崎市役所分庁舎1階に設置している一般局（一般環境測定局）と国道1号線茅ヶ崎市役所前に設置している自排局（自動車排出ガス測定局）において大気汚染を常時監視しています。

その結果、光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準を達成しています。

また、光化学オキシダントを除く全ての項目で年平均値が若干ながら低下傾向にあります。

(1) - 1 環境基準の達成状況（令和6年度）

（－は測定していない項目を示します。）

物質名	環境上の条件	一般環境	自排局
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	達成	－
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内またはそれ以下であること。	達成	達成
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。	非達成	－
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が、20 ppm以下であること。	－	達成
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	達成	－
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。	－	達成

(1) - 2 環境基準長期的・短期的評価と達成状況（令和6年度）

（－は測定していない項目を示します。）

物質名	区分	環境上の条件	一般環境	自排局
二酸化硫黄	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えること、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	達成	－
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成	－
二酸化窒素		年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。	達成	達成
光化学オキシダント		1時間値が0.06ppm以下であること。（昼間の時間帯5時から20時）	非達成	－
一酸化炭素	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、日平均値が10ppmを超えること、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	－	達成
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値（※）が20ppm以下であること。 （※）24時～8時、8時～16時、16時～24時までの時間帯の平均値をいう。	－	達成
浮遊粒子状物質	長期的評価	年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	達成	－
	短期的評価	すべての1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成	－
微小粒子状物質 PM2.5	長期的評価	1年間平均値が15 µg/m ³ 以下であること。	－	達成
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表値として、35 µg/m ³ 以下であること。	－	達成

(1) - 3 大気常時監視測定結果（過去10年）

測定項目	二酸化硫黄	二酸化窒素				一酸化窒素		オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質 PM2.5
測定期	一般局	一般局		自排局		一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	自排局
年度	年平均値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	98%値
27	0.001	0.015	0.031	0.014	0.028	0.005	0.005	0.029	0.5	0.014	0.022	13.8
28	0.001	0.013	0.029	0.015	0.030	0.003	0.004	0.032	0.3	0.014	0.018	12.6
29	0.001	0.014	0.032	0.015	0.032	0.004	0.005	0.032	0.3	0.014	0.018	12.4
30	0.001	0.012	0.030	0.013	0.033	0.003	0.004	0.032	0.3	0.015	0.019	12.6
元	0.001	0.012	0.028	0.014	0.029	0.002	0.004	0.032	0.3	0.013	0.018	10.8
2	0.001	0.011	0.026	0.012	0.028	0.002	0.004	0.032	0.2	0.012	0.017	10.2
3	0.001	0.011	0.026	0.014	0.029	0.002	0.004	0.032	0.2	0.011	0.015	9.1
4	0.001	0.012	0.029	0.012	0.027	0.002	0.003	0.030	0.2	0.014	0.016	9.4
5	0.001	0.009	0.025	0.011	0.026	0.001	0.003	0.033	0.2	0.014	0.016	9.3
6	0.001	0.009	0.023	0.011	0.024	0.001	0.002	0.036	0.3	0.014	終了(注5)	8.2
												20.8

注1 単位は、浮遊粒子状物質がmg/m³、その他はppmです。

注2 二酸化窒素の98%値とは、1日の平均値の1年分のデータの低い方から98%に相当するもの（365日分のデータがある場合は低い方から358番目の値）です。

注3 オキシダントの値は昼間（5～20時）の平均値、1年間で0.06ppmを超えた時間数が0の場合のみ環境基準を達成したと評価されます。

注4 23年度より自排局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始しています。

注5 令和6年度をもって自排局における浮遊粒子状物質の測定は終了となっています。

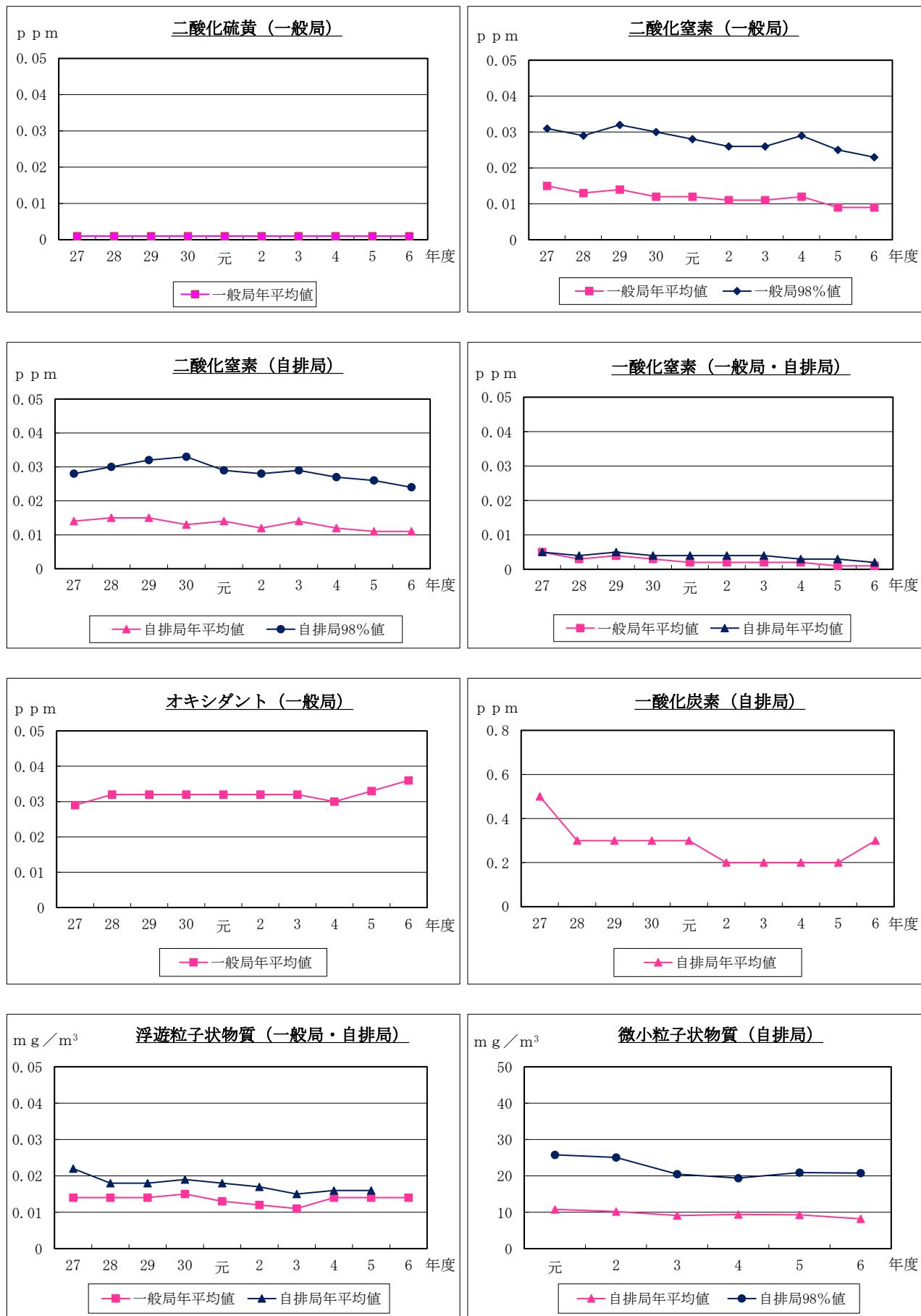


図 測定項目別の大気常時監視測定結果

(2) 光化学大気汚染緊急時措置

神奈川県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、神奈川県が県内の光化学オキシダント濃度を確認し、地域区分ごとに光化学大気汚染緊急時措置を発令します。

茅ヶ崎市では県の発令を受けて、市民の皆さんに防災無線などで情報提供しています。

光化学大気汚染緊急時措置の発令基準及び解除基準

	注意報	警報	重大警報
光 化 学 オ キ シ ダ ント	発令基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする) 1 時間値 0. 12 ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	1 時間値 0. 24 ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	1 時間値 0. 4 ppm以上である大気の汚染の状態になったとき
	解除基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする) 発令基準未満となったとき	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるとときは注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは注意報に切り換えることなく解除する	1 発令基準未満となったにもかかわらずなお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する

光化学大気汚染緊急時措置等の発令地域区分

地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市		
川崎	川崎市		
相模原	相模原市	西湘 (2市8町)	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
横須賀	横須賀市		
三浦	三浦市		
湘南 (5市4町)	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町	県央 (7市1町1村)	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村

(2) - 1 光化学大気汚染緊急時措置の発令状況（令和6年度）

令和6年度は県内で注意報の発令が12日あり、そのうち3日で湘南地域にも注意報が発令されていました。

回数	月日	発令～解除時刻	発令地域	緊急時措置の区分	解除時までの最高オキシダント濃度	
					濃度(p p m)	測定期
1	6月26日	14:30～16:20	横浜	注意報	0.135	青葉区総合庁舎
		14:30～16:20	川崎	注意報	0.142	川崎区役所大師支所
2	7月3日	13:30～15:30	横浜	注意報	0.125	磯子区総合庁舎
3	7月4日	12:20～17:20	横浜	注意報	0.166	神奈川区総合庁舎
		12:20～17:20	川崎	注意報	0.153	麻生区弘法松公園
		12:20～16:30	横須賀	注意報	0.123	横須賀市池上コミュニティセンター
		12:20～16:30	湘南	注意報	0.159	藤沢市湘南台小学校
		13:20～17:20	相模原	注意報	0.149	相模原市相模台
		13:20～17:20	県央	注意報	0.157	座間市役所
4	7月5日	13:20～18:30	横浜	注意報	0.146	青葉区総合庁舎
		13:20～18:50	湘南	注意報	0.141	藤沢市明治市民センター
		13:20～18:30	県央	注意報	0.135	厚木市中町
		14:20～18:30	川崎	注意報	0.150	麻生区弘法松公園
		14:20～18:30	相模原	注意報	0.142	相模原市相模台
		14:20～18:50	横須賀	注意報	0.137	横須賀市西行政センター
		17:20～18:50	三浦	注意報	0.124	三浦市城山
5	7月6日	13:30～17:30	横浜	注意報	0.148	青葉区総合庁舎
		13:30～17:30	川崎	注意報	0.147	麻生区弘法松公園
6	7月18日	12:20～15:20	川崎	注意報	0.141	多摩区登戸小学校
		13:30～15:20	横浜	注意報	0.131	青葉区総合庁舎
7	7月22日	13:20～16:20	横浜	注意報	0.149	青葉区総合庁舎
		13:20～16:20	川崎	注意報	0.154	宮前平小学校
8	7月31日	13:20～18:30	湘南	注意報	0.128	平塚市花水小学校
		13:20～17:50	西湘	注意報	0.137	小田原市役所
		14:20～18:30	県央	注意報	0.128	伊勢原市役所
9	8月3日	13:30～16:30	川崎	注意報	0.136	高津区生活文化会館
10	8月4日	13:20～16:30	川崎	注意報	0.133	中原区地域みまもり支援C
11	8月5日	13:20～15:20	横浜	注意報	0.144	青葉区総合庁舎
		13:20～15:20	川崎	注意報	0.161	麻生区弘法松公園
12	8月6日	14:20～16:20	西湘	注意報	0.123	小田原市役所

注 太字は、湘南地域（茅ヶ崎市が含まれる地域）に注意報等が発令されたことを示します。

(2) - 2 光化学大気汚染緊急時措置の経年変化

令和6年度は、神奈川県内において7名の健康被害の届出が確認されました。また、市内では1名の健康被害の届出が確認されました。市民の具体的な健康被害の症状としまして、のどの痛みを訴えましたが軽症回復しました。

年度		平成21	22	23	24	25	26	27	28
神奈川県	発令日数	4	10	5	5	16	9	10	6
	被害の発生日数	2	2	1	0	3	0	0	0
	被害の届出者数	5	26	1	0	75	0	0	0
茅ヶ崎市	発令日数	2	7	4	0	10	3	3	3
	被害の発生日数	0	1	0	0	0	0	0	0
	被害の届出者数	0	5	0	0	0	0	0	0

年度		29	30	令和元	2	3	4	5	6
神奈川県	発令日数	8	8	6	2	6	4	2	12
	被害の発生日数	0	2	0	0	3	0	0	4
	被害の届出者数	0	13	0	0	4	0	0	7
茅ヶ崎市	発令日数	4	1	1	0	2	0	1	3
	被害の発生日数	0	0	0	0	0	0	0	1
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	0	0	1

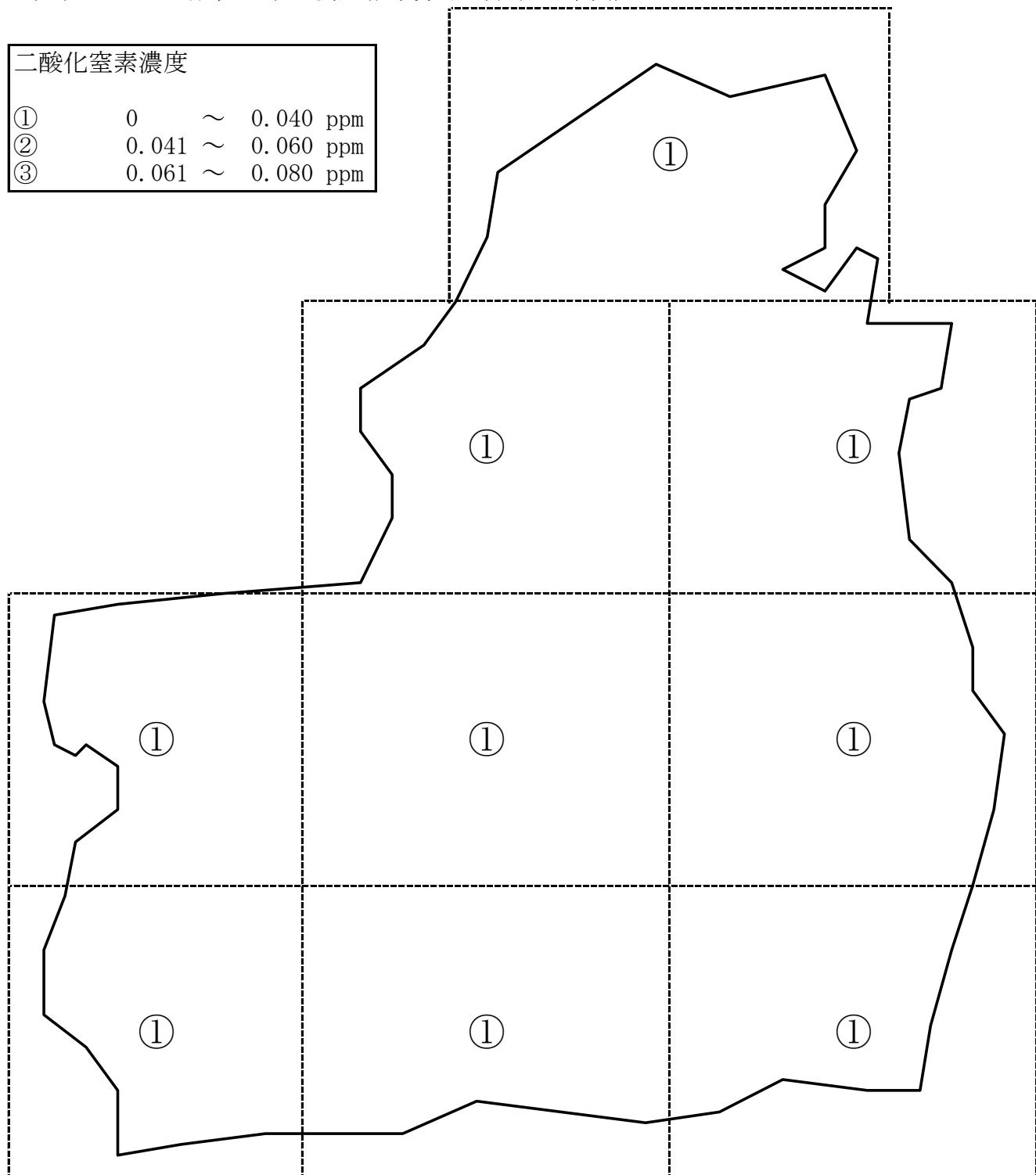
注 茅ヶ崎市内における被害の届出者数は神奈川県の届出者数にも含まれます。

(3) 窒素酸化物測定

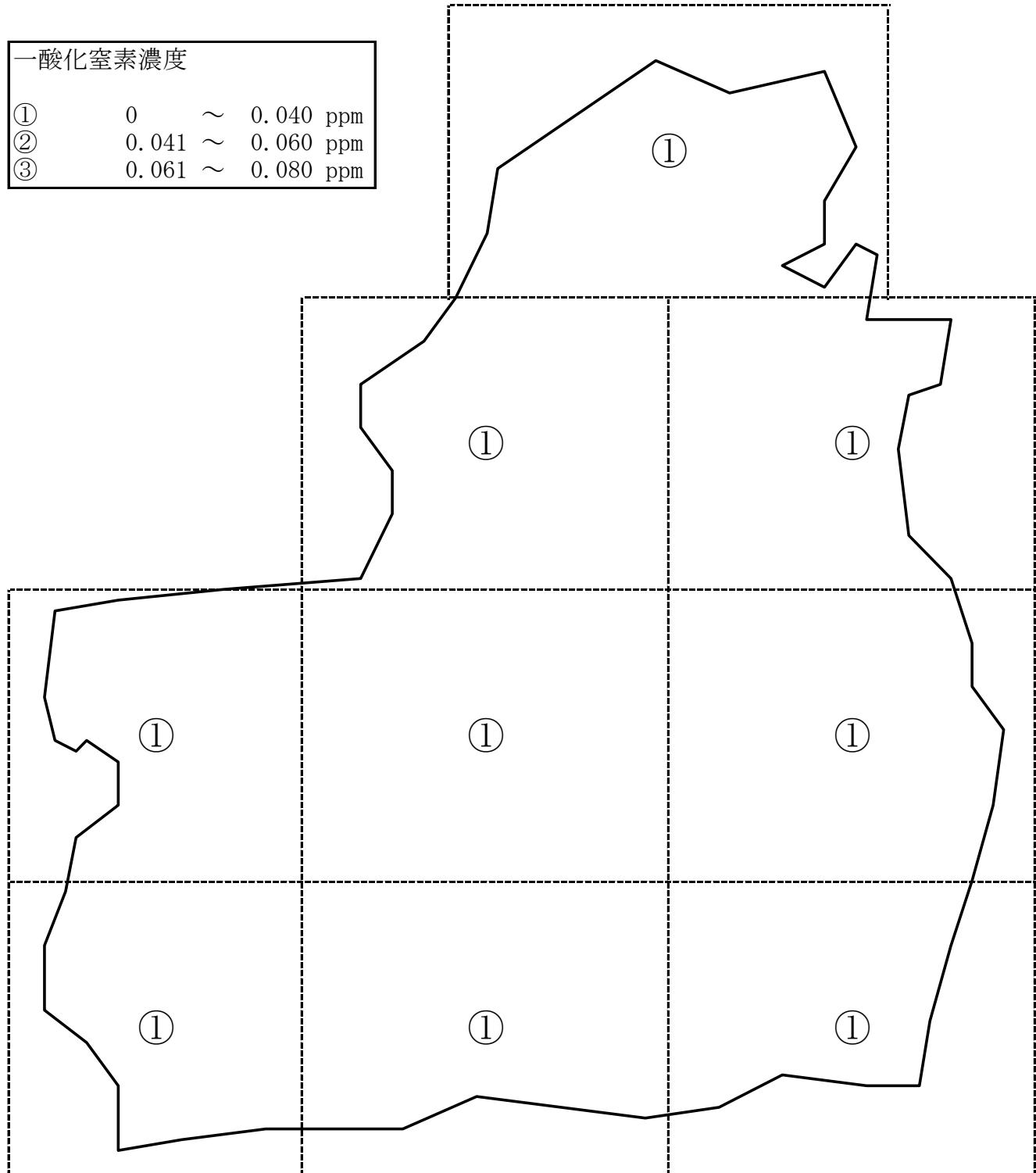
大気中の窒素酸化物を把握するため、市内を9メッシュに分割しPTIO法により年4回測定しました。

測定の結果、市内全域において二酸化窒素と一酸化窒素の濃度が最も低い区分に分類されました。

(3)-1 二酸化窒素の測定結果分布（令和6年度）



(3) - 2 一酸化窒素の測定結果分布（令和6年度）



(4) ダイオキシン類

茅ヶ崎市では、これまで市内のダイオキシン類をダイオキシン類対策特別措置法に準じて自主的な測定を実施してきましたが、環境基準を継続的に達成しているため、平成30年度から神奈川県が法に基づき行う調査により監視を行うこととしました。神奈川県が実施する一般環境土壤調査はメッシュを切って調査地点を決めています。なお、令和2年度から6年間の間、本市で土壤の調査はありませんでした。

一般環境大気及び土壤ダイオキシン類経年測定結果一覧

これまでに環境基準を超過した結果はありません。

ア) 一般環境大気

調査地點	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	環境基準値
松林公民館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
芹沢スポーツ広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鶴嶺公民館	—	—	—	—	—	—	—	0.026	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
海岸青少年会館	—	—	—	—	0.023	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小和田公民館	—	—	—	—	—	—	0.014	—	0.02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎市役所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.016	0.014	0.016	0.016	0.014	—	0.0078	
福祉会館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎市役所 小出支所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.016	—	—	—	—	—	—	
つつじ学園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小和田地区コミュニティセンター	—	—	—	0.037	—	—	—	—	—	—	0.014	—	—	—	—	—	—	—	—	
鶴嶺東コミュニティセンター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
民俗資料館(旧和田家)	0.052	—	—	—	—	0.019	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
コミュニティセンター湘南	—	0.039	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園いこいの里	—	—	0.038	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎市こどもセンター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.024	—	—	—	—	—	—	—	

イ) 一般環境土壤

調査地點	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	環境基準値
小出青少年広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.5	—	—	—	—	—	—	—	
松が丘第2公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園第2公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
南湖第一公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清水公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
富士見町公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
赤羽根青少年広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高田第一公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西羽根沢公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
円蔵第2青少年広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
浜之郷公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
香川第2公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
津戸田公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
共恵第一公園	8.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西久保広町公園	—	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園下河原公園	—	—	2.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
赤松公園	—	—	—	4.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中海岸第二公園	—	—	—	—	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
下寺尾東方公園	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
松浪公園	—	—	—	—	—	—	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
さくら公園	—	—	—	—	—	—	—	4.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平和町公園	—	—	—	—	—	—	—	—	4.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
東小和田公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.98	—	—	—	—	—	—	—	—	
下町屋北公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	—	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎市みずき	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0014	—	—	—	—	—	—	

注 本調査では、ポリ塩化ジベンゾラジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及び コブラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をまとめてダイオキシン類と称しています。

(5) アスベスト

神奈川県が一般環境大気中のアスベスト濃度を把握するため、奇数年に茅ヶ崎市役所で環境調査を行っております。
平成21年度から令和5年度までの環境調査の結果、総繊維数濃度が1本／リットル以下でした。なお、令和6年度は本市で調査はありませんでした。



測定風景



使用機器 (ローボリュームエアサンプラー)

一般環境大気中のアスベスト経年測定結果一覧

(単位：総繊維数濃度（本／リットル）)

調査地点	平成21年度		23年度		25年度		27年度	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
茅ヶ崎市役所	0.095	0.17	0.11	0.17	0.071	0.22	0.16	0.19
調査地点	29年度		令和元年度		3年度		5年度	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
茅ヶ崎市役所	0.41	0.62	0.10	0.28	0.078	0.19	0.076	0.22

※平成元年環境庁告示第93号（石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法）及び「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」（環境省）に基づき測定を実施しました。

・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数します。

・位相差顕微鏡法の測定結果（総繊維数濃度）が1本／リットルを超えたものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数します。

※1地点につき2箇所で3日間（各日4時間）試料採取し、各試料（計6検体）を位相差顕微鏡で測定して得られた総繊維数濃度の幾何平均値及び最大値を示しています。

(6) 放射線量

神奈川県が市内2か所の空間放射線量の測定を行っております。

測定の結果、茅ヶ崎市で定めた自主対応基準の $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ より低い値で推移しておりました。

(単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

調査地點	測定日	天候	測定高さ・測定値			自主対応基準(注)
			地上1m	地上50cm	地上5cm	
市役所本庁舎 エントランス (タイル)	平成23年9月21日	晴れ	0.06	0.06	0.07	0.23
	平成23年12月19日	晴れ	0.05	0.05	0.06	
	平成24年3月26日	晴れ	0.05	0.06	0.06	
	平成24年6月28日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成24年9月19日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成24年12月6日	晴れ	0.05	0.05	0.06	
	平成25年3月12日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成25年7月5日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成25年9月13日	晴れ	0.04	0.04	0.04	
	平成25年12月13日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成26年6月11日	雨	0.05	0.05	0.05	
	平成26年12月3日	晴れ	0.04	0.05	0.05	
	平成27年6月24日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成27年12月18日	晴れ	0.04	0.05	0.04	
	平成28年6月28日	曇り	0.04	0.04	0.04	
	平成28年12月12日	晴れ	0.05	0.05	0.04	
	平成29年7月6日	晴れ	0.03	0.04	0.04	
	平成30年1月15日	晴れ	0.04	0.04	0.04	
	平成30年7月3日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
	令和元年8月20日	晴れ	0.04	0.04	0.04	
	令和2年11月10日	晴れ	0.03	0.04	0.03	
	令和3年11月17日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	令和4年12月22日	雨	0.04	0.04	0.04	
	令和6年1月31日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
	令和6年12月24日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
小出支所駐車場 (アスファルト)	平成24年3月26日	晴れ	0.05	0.05	0.06	0.23
	平成24年6月28日	晴れ	0.05	0.04	0.05	
	平成24年9月19日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成24年12月6日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成25年3月12日	晴れ	0.04	0.04	0.04	
	平成25年7月5日	晴れ	0.03	0.04	0.04	
	平成25年9月13日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
	平成25年12月13日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成26年6月11日	雨	0.03	0.04	0.04	
	平成26年12月3日	晴れ	0.04	0.03	0.04	
	平成27年6月24日	晴れ	0.04	0.05	0.05	
	平成27年12月18日	晴れ	0.03	0.03	0.04	
	平成28年6月28日	雨	0.04	0.04	0.04	
	平成28年12月12日	晴れ	0.03	0.04	0.04	
	平成29年7月6日	曇り	0.03	0.03	0.04	
	平成30年1月15日	晴れ	0.03	0.03	0.04	
	平成30年7月3日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
	令和元年8月20日	晴れ	0.04	0.05	0.05	
	令和2年11月10日	晴れ	0.04	0.05	0.05	
	令和3年11月17日	晴れ	0.06	0.06	0.06	
	令和4年12月22日	雨	0.04	0.05	0.05	
	令和6年1月31日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
	令和6年12月24日	晴れ	0.03	0.04	0.05	

注) 茅ヶ崎市では、国の「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」(平成23年10月21日内閣府発表)を受け、除染の判定基準について、地上1センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト以上とする自主対応基準を定めました。

4-2 水 質 汚 濁

- (1) 河川（法第16条の測定計画に基づく測定等）
- (2) 海域（法第16条の測定計画に基づく測定）
- (3) 河川（市計画による自主測定）
- (4) 水浴場
- (5) 地下水（法第16条の測定計画に基づく測定）

河川等水質調査地点



【小出川】 藤沢市北部の谷戸に源を発し、本市北部の芹沢に入り、田園地帯を流れて千ノ川に合流し、その後相模川河口で相模川と合流する総延長12.7kmの河川です。定点調査では最上流の大黒橋から下流の宮の下橋まで5地点、測定計画に基づく調査でも宮の下橋で測定しています。

【駒寄川】 本市北部の谷戸に源を発し、北部の堤、下寺尾の田園地帯を約3.6km流下して小出川に合流しています。定点調査では小出川合流直前の中通橋で測定しています。

【千ノ川】 かつては、藤沢市羽鳥付近に源を発していましたが、現在は明確な源流はありません。国道1号線に平行して西に向い約6.2km流下して小出川に合流しています。定点調査では、本村の上ノ田橋から小出川合流前の古相模橋まで3地点を測定しています。

(1) 河川(法第16条の測定計画に基づく測定)

小出川の環境基準は平成30年6月に類型指定が行われ、環境基準(河川B類型及び生物B類型)として評価しました。

年12回測定した結果、BOD(75%値で評価)で環境基準を超過しました。

区分	水域(支川)	相模川(小出川)			環境基準 (判定値)	
	類型	河川(B)				
	測定地点	宮の下橋				
測定項目(単位)	測定値	平均値	最小値	最大値	m/n	
pH		7.6	7.2	7.7	0/12	6.5以上8.5以下
BOD(mg/L)	3.1 (75%値: 3.2)	1.1	9.9	4/12	3以下	
COD(mg/L)	5.0 (75%値: 5.2)	3.2	9.5	*/12	—	
SS(mg/L)	12	6	17	0/12	25以下	
DO(mg/L)	7.6	5.8	10.7	0/12	5以上	
大腸菌数(CFU/100ml)	537	93	2,000	*/12	—	
n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	*/2	—	
全窒素(mg/L)	3.6	2.1	4.9	*/12	—	
全燐(mg/L)	0.28	0.16	0.43	*/12	—	
全亜鉛(mg/L)	0.016	0.0096	0.023	0/12	0.03以下	
ノニルフェノール(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	0.002以下	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(mg/L)	0.0064	0.0027	0.010	0/2	0.05以下	
カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12	0.003以下	
全シアン(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと	
鉛(mg/L)	0.0006	<0.0005	0.0009	0/12	0.01以下	
六価クロム(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/12	0.02以下	
砒素(mg/L)	0.0006	<0.0005	0.0008	0/12	0.01以下	
総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	0.0005以下	
ポリ塩化ビフェニル(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと	
ジクロロメタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.02以下	
四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.002以下	
1, 2-ジクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.004以下	
1, 1-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.1以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.04以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	1以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.006以下	
トリクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.01以下	
テトラクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.01以下	
1, 3-ジクロロプロパン(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.002以下	
チウラム(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	0.006以下	
シマジン(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下	
チオベンカルブ(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.02以下	
ベンゼン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.01以下	
セレン(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	0.01以下	
ふつ素(mg/L)	0.10	<0.08	0.12	0/6	0.8以下	
ほう素(mg/L)	0.066	0.029	0.15	0/6	1以下	
1, 4-ジオキサン(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	0.05以下	
亜硝酸性窒素(mg/L)	0.11	0.07	0.17	*/12	—	
硝酸性窒素(mg/L)	2.2	1.2	3.4	*/12	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	2.3	1.3	3.5	0/12	10以下	
フェノール類(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	*/6	—	
銅(mg/L)	0.0035	0.0023	0.0046	*/6	—	
溶解性鉄(mg/L)	0.15	0.05	0.21	*/6	—	
溶解性マンガン(mg/L)	0.11	0.08	0.16	*/6	—	
クロム(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	*/2	—	
EPN(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	(0.006以下)	
ニッケル(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	*/2	—	
アンモニア性窒素(mg/L)	0.71	0.09	2.3	*/12	—	
磷酸態燐(mg/L)	0.23	0.15	0.35	*/12	—	
電気伝導率(mS/m)	55	29	170	*/12	—	
塩化物イオン(mg/L)	82	17	450	*/12	—	
陰イオン界面活性剤(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	*/6	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノン酸(PFOS及びPFOA)(mg/L)	0.000046	0.000046	0.000046	0/1	(0.00005以下)	
透視度(cm)	47	27	>50	*/12	—	
気温(℃)	20.7	9.3	31.4	*/12	—	
水温(℃)	19.5	8.6	28.7	*/12	—	
流量(m³/s)	1.3	0.68	2.4	*/12	—	

注1 pHからDOの平均値(最小値・最大値)及び観測項目については、日間平均値の年間平均値(最小値・最大値)です。

注2 m/nは基準値等を超えた検体数/調査検体数(m: *は判定基準なし)です。

注3 75%値は日間平均値の年間全データ(n件)を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値です。

注4 EPN並びにPFOS及びPFOAの判定値(環境基準の欄)は環境省の定めた要監視項目指針値(PFOS及びPFOAについては暫定指針値)を用いています。

注5 平均値算出の際には、報告下限値以下の値は報告下限値として算出しています。

(2) 海域 (法第16条の測定計画に基づく測定)

年12回測定した結果、全ての項目で環境基準を達成しました。

区分	測定項目(単位)	水域	相模湾(2)			環境基準 (判定値)	
		類型	海 域 A				
		測定地点	茅ヶ崎沖 (緯度N35°18'06"経度E139°23'49")				
	測定値	測定値	平均値	最小値	最大値	m/n	
生活環境項目	pH		8.1	8.0	8.3	0/12	7.8以上8.3以下
	COD (mg/L)	1.4 (75%値: 1.6)	0.6	2.5	3/12	2以下	
	DO (mg/L)	7.5	6.5	9.4	7/12	7.5以上	
	大腸菌数 (CFU/100ml)	4	<1	17	*/12	—	
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと	
	全窒素 (mg/L)	0.23	0.16	0.31	*/12	—	
	全燐 (mg/L)	0.024	0.015	0.033	*/12	—	
健康項目	全亜鉛 (mg/L)	0.005	0.003	0.009	*/12	—	
	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/6	0.003以下	
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/6	検出されないこと	
	鉛 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6	0.01以下	
	六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/6	0.02以下	
	砒素 (mg/L)	0.001	<0.001	0.001	0/6	0.01以下	
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6	0.0005以下	
	P C B (mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと	
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/2	0.02以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/2	0.002以下	
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/2	0.004以下	
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/2	0.1以下	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/2	0.04以下	
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/2	1以下	
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/2	0.006以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/4	0.03以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/4	0.01以下	
	1, 3-ジクロロプロパン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下	
	チウラム (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	0.006以下	
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.02以下	
特殊項目	ベンゼン (mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0/2	0.01以下	
	セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	0.01以下	
	1, 4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	0.05以下	
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	*/12	—	
	硝酸性窒素 (mg/L)	0.05	<0.05	0.15	*/12	—	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.12	<0.10	0.20	0/12	10以下	
	フェノール類 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	*/2	—	
その他項目	銅 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	*/2	—	
	溶解性鉄 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	*/2	—	
	溶解性マンガン (mg/L)	0.0008	<0.0005	0.0010	*/2	—	
	E P N (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	(0.006以下)	
	ニッケル (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	*/2	—	
観測項目	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.05	<0.04	0.09	*/12	—	
	燐酸態燐 (mg/L)	0.010	0.003	0.019	*/12	—	
	塩分 (‰)	31.23	28.96	32.39	*/12	—	
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.03	<0.03	0.04	*/6	—	
	クロロフィルa ($\mu\text{g/L}$)	2.7	<0.5	12.0	*/12	—	
	透明度 (m)	8.2	3.0	15.0	*/12	—	
	気温 (°C)	17.1	3.0	30.3	*/12	—	
	水温 (°C)	20.2	13.8	27.6	*/12	—	

注1 m/nは基準値等を超えた検体数/調査検体数 (m : *は判定基準なし) です。

注2 75%値は日間平均値の年間全データ (n件) を小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目のデータ値です。

注3 E P N の判定値 (環境基準の欄) は環境省の定めた要監視項目指針値を用いています。

注4 平均値算出の際には、報告下限値以下の値は報告下限値として算出しています。

(3) 河川（市計画による自主測定）

市の自主的な取り組みとして、市内を流れる千ノ川、小出川及び駒寄川の水質汚濁の状況を年6回調査しています。

ア 千ノ川（令和6年度）

千ノ川は環境基準の指定がされないため、合流先である小出川の河川B類型を準用して評価しています。

千ノ川では、環境基準超過はありませんでした。

項目	地点名	上ノ田橋		梅田橋		吉相模橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	19.1	12.1～26.2	19.0	12.2～24.8	18.8	9.3～25.0	—
	透視度(cm)	>50	>50～>50	>50	>50～>50	>50	>50～>50	—
生活環境項目	pH	6.9	6.6～7.6	6.9	6.6～7.4	7.1	6.8～7.6	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	2.6	1.0～4.1	1.8	1.1～2.5	1.4	0.3～2.0	3以下
	COD(mg/l)	2.7	1.4～5.0	2.1	0.3～4.8	3.0	1.6～4.0	—
	SS(mg/l)	6	<1～14	8	4～13	14	7～22	25以下
	DO(mg/l)	6.9	5.1～7.7	6.8	5.0～8.0	6.6	4.4～8.3	5以上

イ 小出川（令和6年度）

小出川の環境基準は平成30年6月に類型指定が行われ、河川B類型として評価しています。

小出川では、寺尾橋、浜園橋、下町屋橋でBODの環境基準超過、寺尾橋、浜園橋でSSの環境基準超過がありました。

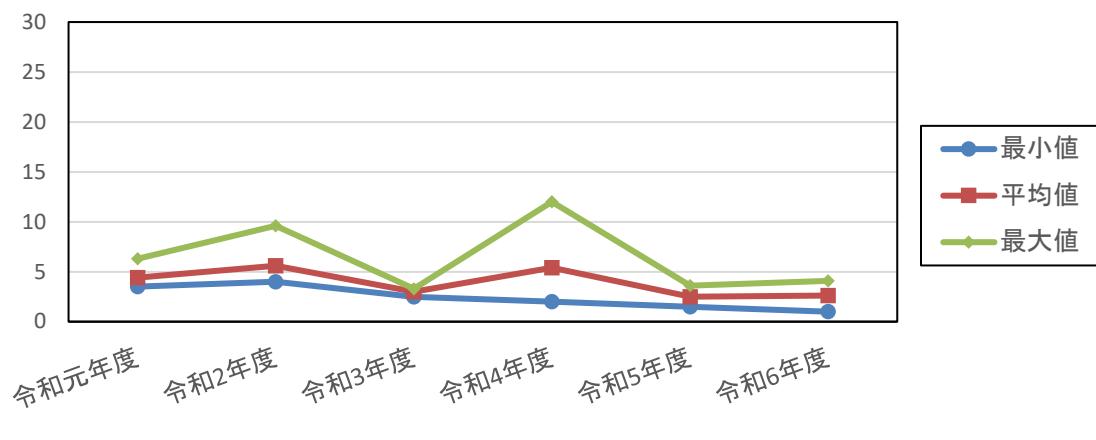
項目	地点名	大黒橋		寺尾橋		浜園橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	18.3	11.5～23.3	19.4	9.4～25.6	18.7	7.5～24.6	—
	透視度(cm)	45	18～>50	32	16～>50	30	6～>50	—
生活環境項目	pH	7.0	6.7～7.6	7.0	6.8～7.3	6.8	6.6～7.2	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	2.3	1.3～5.6	5.9	2.2～12	4.8	1.6～10	3以下
	COD(mg/l)	3.5	1.5～7.6	6.9	4.9～11	7.2	2.8～15	—
	SS(mg/l)	11	1～42	28	13～43	51	5～200	25以下
	DO(mg/l)	7.9	5.9～9.5	7.2	4.3～9.2	7.3	3.9～11.0	5以上

項目	地点名	下町屋橋		宮の下橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	18.1	9.2～23.9	18.3	8.0～25.4	—
	透視度(cm)	44	35～>50	48	35～>50	—
生活環境項目	pH	7.0	6.7～7.4	7.0	6.8～7.5	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	4.2	1.5～6.9	2.9	1.4～4.2	3以下
	COD(mg/l)	4.2	1.2～6.8	4.9	3.2～8.0	—
	SS(mg/l)	20	6～31	14	3～27	25以下
	DO(mg/l)	6.4	4.3～8.3	6.3	4.1～8.6	5以上

注1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均です。

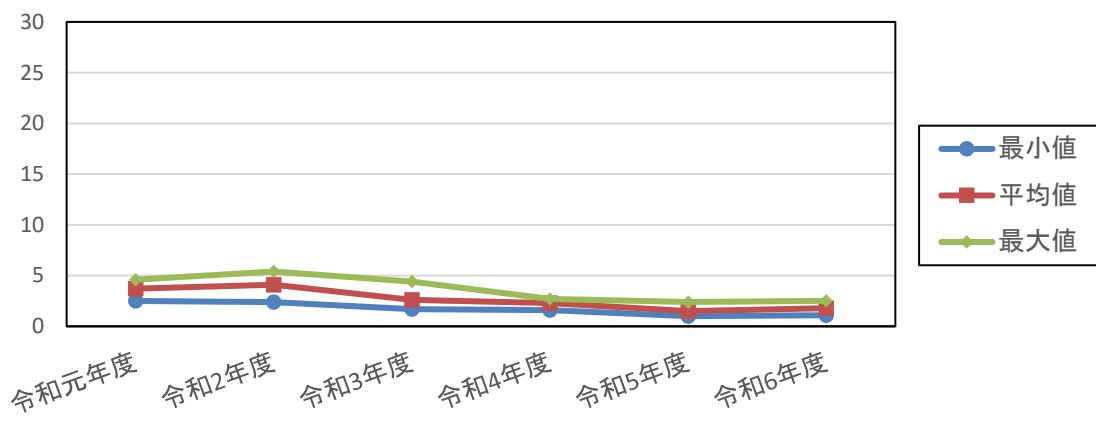
BOD[mg/L]

上ノ田橋



BOD[mg/L]

梅田橋



BOD[mg/L]

古相模橋

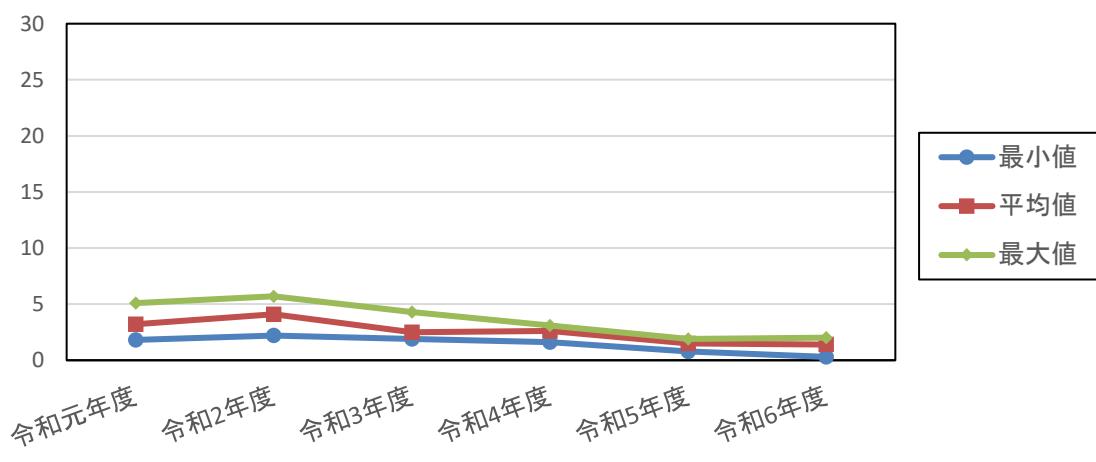


図 千ノ川 BOD経年変化

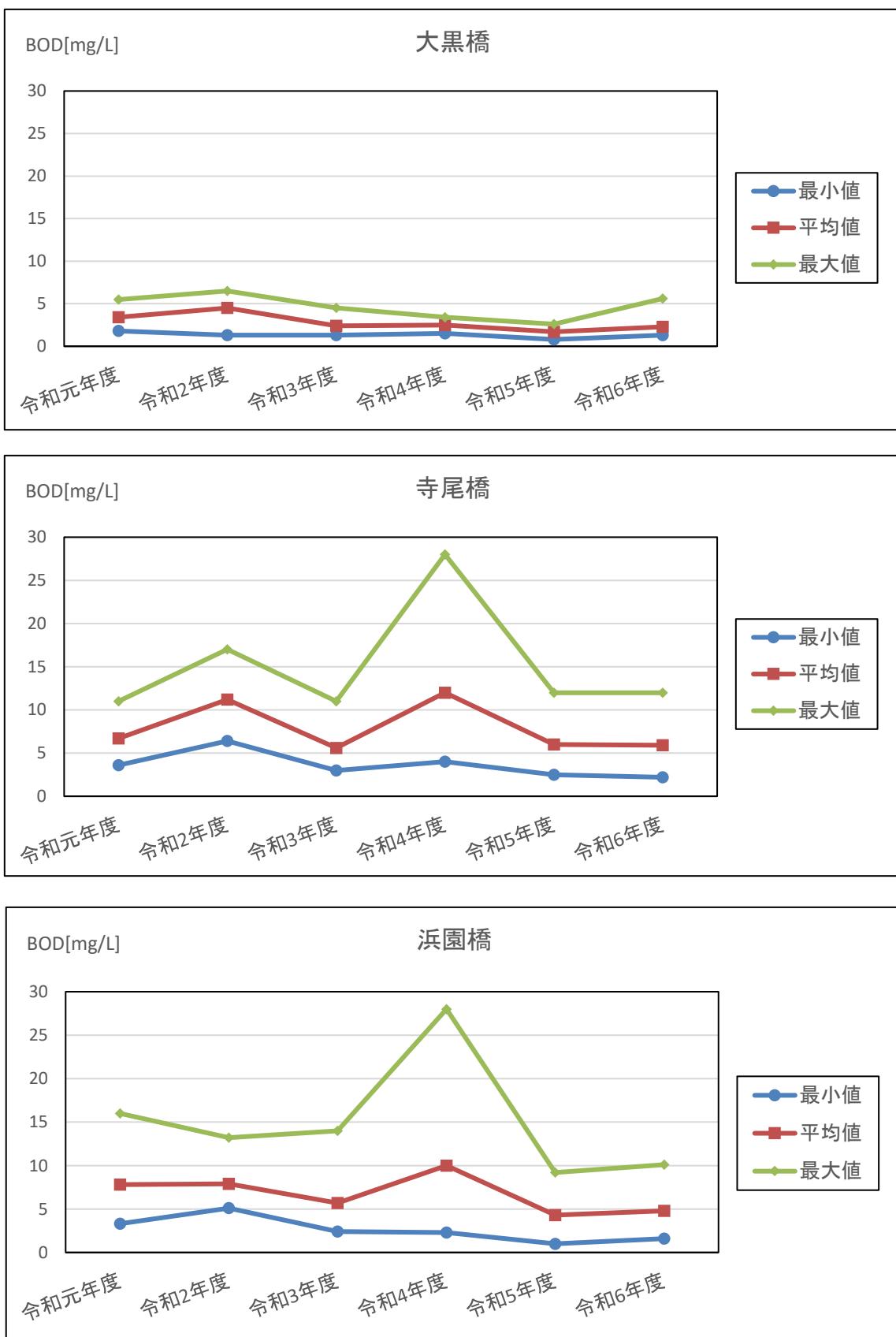


図 小出川 B O D 経年変化

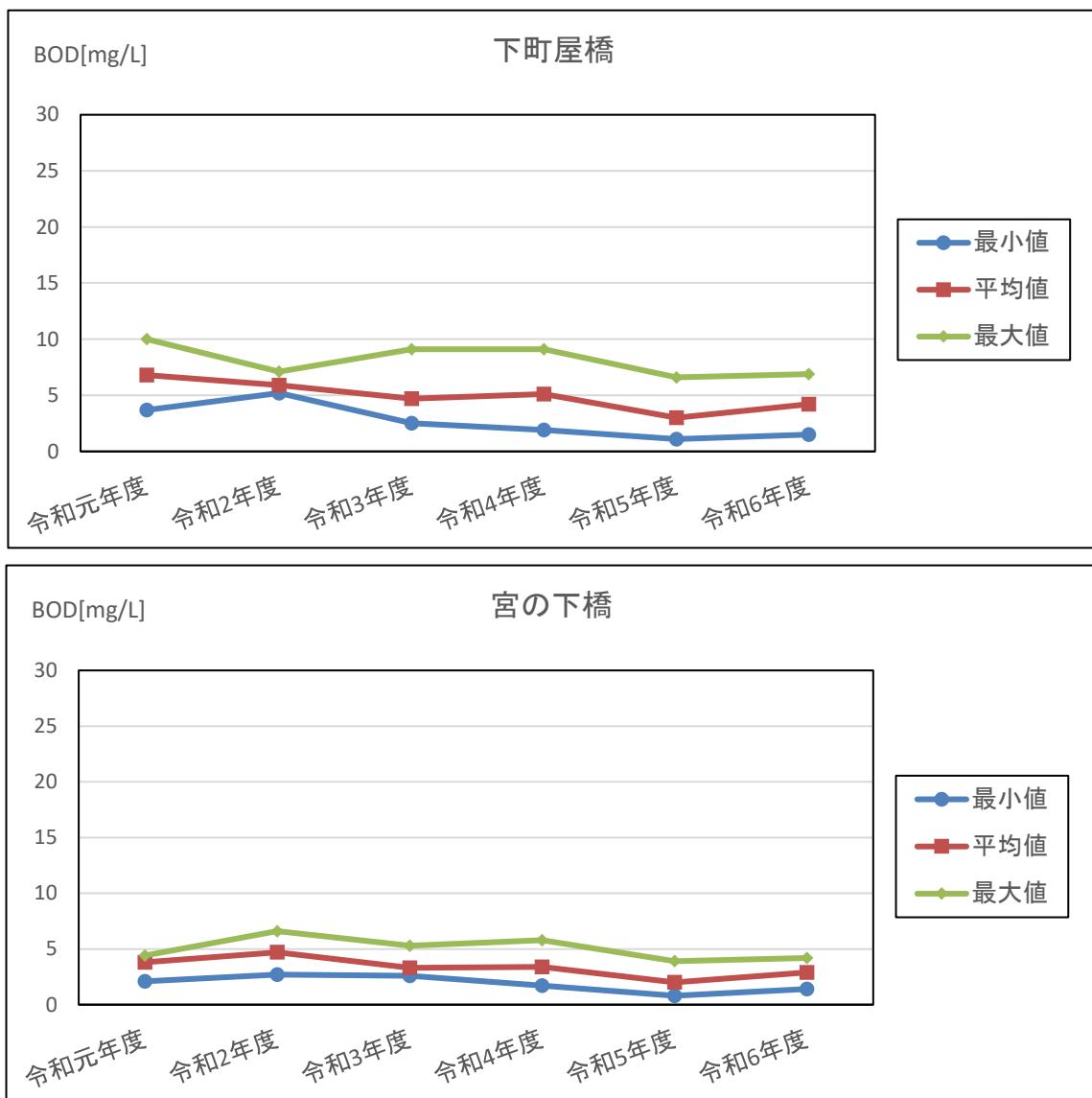


図 小出川 B O D 経年変化

ウ 駒寄川（令和6年度）

駒寄川は環境基準の指定がされないため、合流先である小出川の河川B類型を準用して評価しています。

駒寄川では環境基準超過はありませんでした。

項目	地点名	中通橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	18.1	8.8～23.4	—
	透視度(cm)	>50	>50～>50	—
生活環境項目	pH	7.0	6.7～7.6	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	2.6	1.3～5.2	3以下
	COD(mg/l)	3.5	2.0～4.8	—
	SS(mg/l)	9	<1～13	25以下
	DO(mg/l)	7.2	5.8～9.0	5以上

注1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均です。

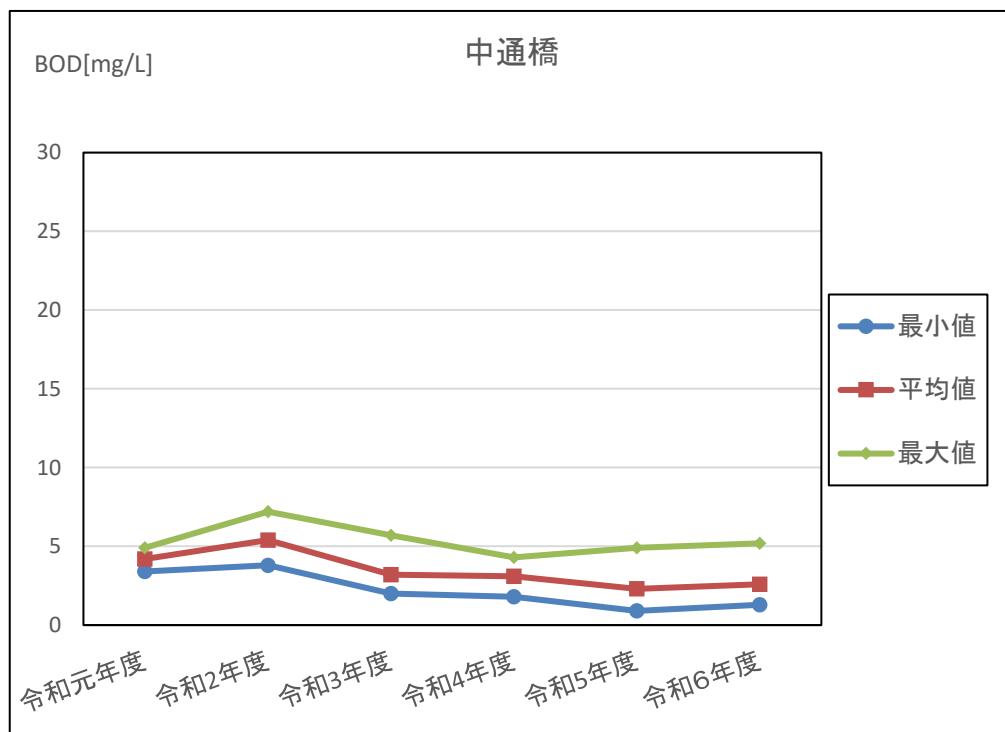


図 駒寄川 BOD 経年変化

(4) 水浴場

海水浴場として利用されているサザンビーチちがさきの水質等の状況を国に報告するため、海水浴場の開設前の5月と開設中7月に測定を実施しています。

令和6年度の水質測定の結果、開設前は水質A、開設中は水質Bの判定でした。なお、病原性大腸菌O-157は不検出でした。

調査項目 調査時期	評価項目				判定	参考項目 O-157
	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度		
5月 (海水浴場開設前)	4個/100mL	なし	1.9mg/L	1m以上	水質A	不検出
7月 (海水浴場開設中)	4個/100mL	なし	2.7mg/L	1m以上	水質B	不検出

水浴場水質判定基準

判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」、あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	當時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	當時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	當時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満※

注1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

注2 「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことという。

注3 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(5) 地下水（水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定）

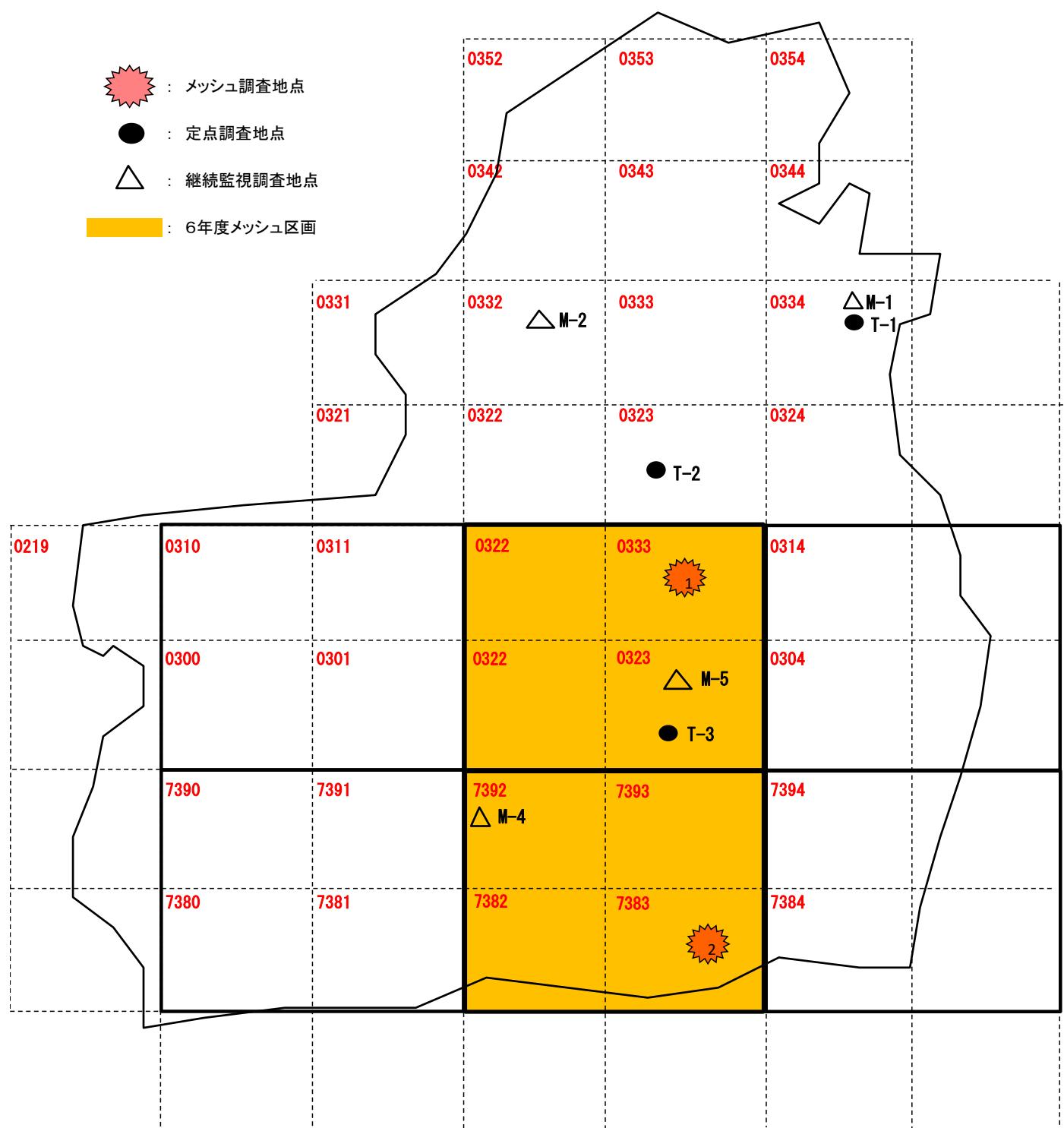
定点調査は全6地点を3地点づつ隔年で調査しています。また、メッシュ調査は県全域を2kmメッシュに区画分けし、茅ヶ崎市内の9メッシュを4年サイクル（2メッシュを3年、3メッシュを1年）で調査しています。継続監視調査は、過去の地下水水質調査において環境基準を超過した項目があった地点を引き続き調査しており、令和6年度は4地点あります。

令和6年度の結果、定点調査、メッシュ調査で環境基準の超過はありませんでした。継続監視調査では、M-5の地点において、過去に環境基準を超過した項目等で環境基準を超過していました。

測定井戸情報

No.	調査種類	調査番号	測定地点	井戸の諸元	
				浅・深井戸	用途
1	定点	T-1	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水
2	定点	T-2	茅ヶ崎市甘沼	深井戸	一般飲用
3	定点	T-3	茅ヶ崎市本村	深井戸	生活用水
4	メッシュ	0313	茅ヶ崎市室田	浅井戸	生活用水
5	メッシュ	7383	茅ヶ崎市菱沼海岸	深井戸	営業用水
6	継続監視調査	M-1	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水
7	継続監視調査	M-2	茅ヶ崎市下寺尾	浅井戸	生活用水
8	継続監視調査	M-4	茅ヶ崎市十間坂	浅井戸	生活用水
9	継続監視調査	M-5	茅ヶ崎市本村	浅井戸	生活用水

図 地下水調査地点（令和6年度）



ア 地下水水質常時監視調査結果（定点調査及び継続監視調査・令和6年度）

定点調査では、環境基準の超過はありません。

継続監視調査では、M-1、M-2は、過去に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過があったため、同物質を引き続き測定した結果、今回は2地点とも環境基準を満たす結果でした。また、M-4、M-5は、過去にトリクロロエチレンの環境基準超過があったため、同物質及び分解生成物について測定した結果、M-5ではトリクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレンが環境基準を超過しました。

調査項目	調査区分	定点調査			継続監視調査			
	番号	T-1	T-2	T-3	M-1	M-2	M-4	M-5
	調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
	調査地区名	堤	甘沼	本村	堤	下寺尾	十間坂	本村
	深度区分	浅井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸
	用途区分	生活用水	一般飲用	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
	測定年月	令和6年10月17日						
	環境基準							
環境基準項目	カドミウム	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	-	-	-
	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	-	-	-
	鉛	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-
	六価クロム	0.05以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-	-	-
	砒素	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-
	総水銀	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-
	PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	-	-	-
	ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	0.0002未満	0.0049
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	0.0014	0.072
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	0.0011	0.071
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	0.0002	0.0004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	0.0071	0.044
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	-	-
	チウラム	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	-	-
	シマジン	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	-	-	-
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	-
	ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-
	セレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	-
	硝酸性窒素	-	3.4	0.70	0.05未満	8.7	7.0	-
	亜硝酸性窒素	-	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	-	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	3.5	0.75	0.10未満	8.8	7.0	-
	ふつ素	0.8以下	0.08未満	0.12	0.08未満	-	-	-
	ほう素	1以下	0.02未満	0.02未満	0.03	-	-	-
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-
一般項目	電気伝導率(mS/m)	-	32	25	38	23	25	14
	pH	※5.8~8.6	6.5	7.2	8.2	6.5	6.4	8.8
	水温(℃)	-	17.7	21.0	19.1	18.9	19.8	21.9
	臭気	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	外観	-	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明

注1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値で単位はありません。

注2 太字部分は、環境基準値の超過を示しています。

イ 地下水水質常時監視調査結果（メッシュ調査・令和6年度）
メッシュ調査では、環境基準超過をした地点はありませんでした。

単位(mg/L)

調査項目	調査区分	メッシュ調査	
	番号	0313	7383
	調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
	調査地区名	室田	菱沼海岸
	深度区分	浅井戸	深井戸
	用途区分	生活用水	営業用水
	測定年月	令和6年10月17日	
	環境基準		
環境基準項目	カドミウム	0.003以下	0.0003未満
	全シアン	検出されないこと	不検出
	鉛	0.01以下	0.005未満
	六価クロム	0.05以下	0.01未満
	砒素	0.01以下	0.005未満
	総水銀	0.0005以下	0.0005未満
	PCB	検出されないこと	不検出
	ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002未満
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0004未満
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002以下	0.0004未満
	チウラム	0.006以下	0.0006未満
	シマジン	0.003以下	0.0003未満
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満
	ベンゼン	0.01以下	0.0002未満
	セレン	0.01以下	0.002未満
	硝酸性窒素	-	1.6
	亜硝酸性窒素	-	0.05未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	1.7
	ふつ素	0.8以下	0.10
	ほう素	1以下	0.02
	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満
一般項目	電気伝導度 (mS/m)	-	25
	水素イオン濃度	※5.8~8.6	7.3
	水温 (°C)	-	21.0
	臭気	-	無臭
	外観	-	無色透明

注1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値で単位はありません。

4-3 騒音・振動

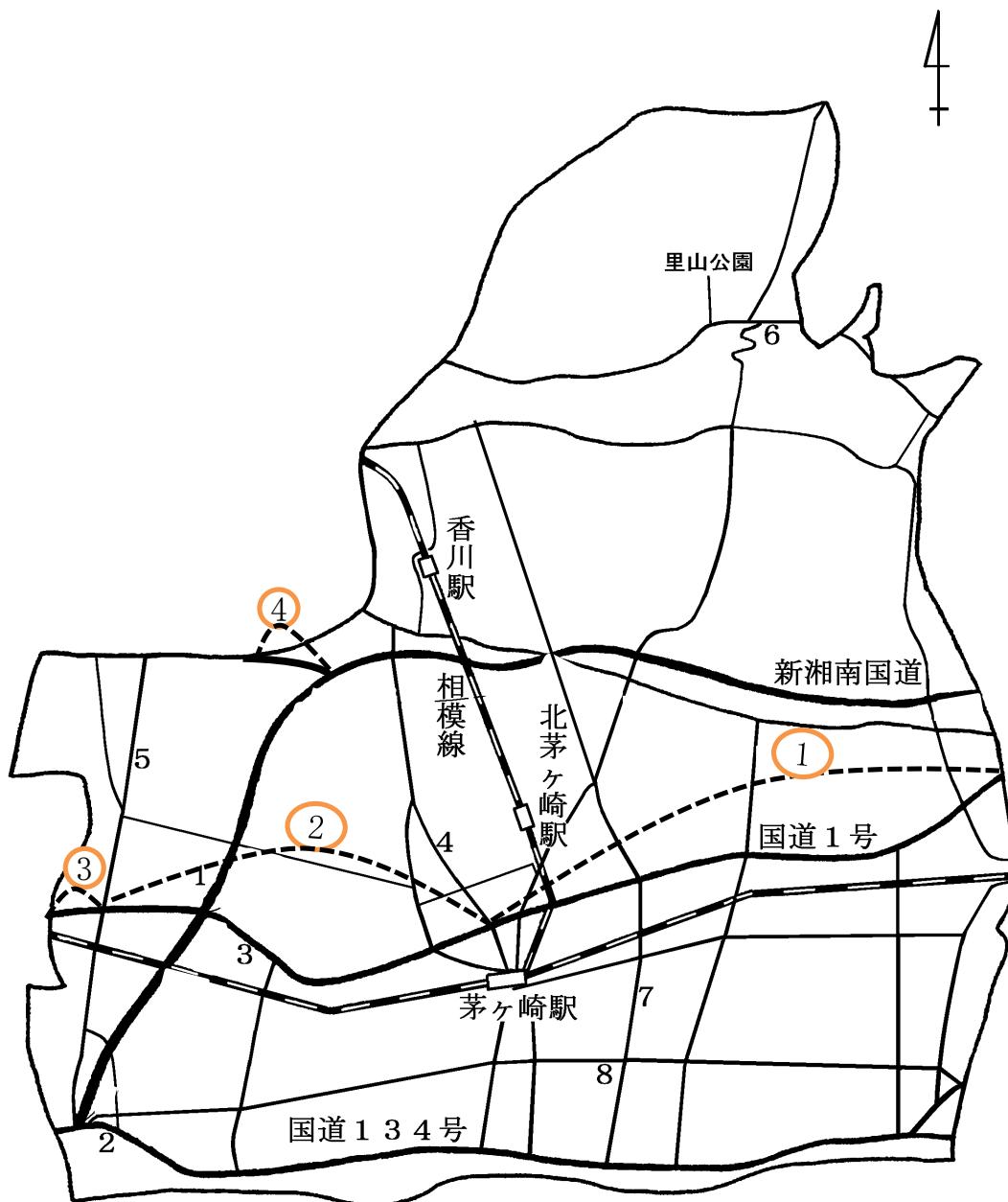
(1) 自動車交通騒音常時監視

(2) 道路端測定(市自主調査)

(3) 一般環境騒音測定

(4) 航空機騒音

自動車交通騒音等測定地点図



(1) 自動車騒音常時監視

- ① 一般国道1号……………③の測定結果を利用し画的評価
- ② 一般国道1号……………③の測定結果を利用し画的評価
- ③ 一般国道1号……………中島152付近
- ④ 一般国道468号（圏央道）……………茅ヶ崎市萩園459付近

(2) 道路端測定（市自主調査）

- 1 新湘南国道……………市営今宿住宅1号棟（今宿243-3）
- 2 国道134号……………柳島記念館（柳島1900）
- 3 国道1号……………下町屋自治会館前（下町屋1-6-19）
- 4 県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）……………茅ヶ崎市消防署前（矢畑1280-3）
- 5 県道46号（相模原茅ヶ崎線）……………萩園一般事業所（萩園1305-2）
- 6 県道47号（藤沢平塚線）……………皆楽荘前（堤1928）
- 7 市道東海岸寒川線……………東海岸北五丁目（東海岸北5-1-33）
- 8 市道柳島小和田線……………東海岸駐在所前（東海岸南2-11-1）

(1) 自動車騒音常時監視（騒音規制法第18条に基づく常時監視・令和6年度）

昼間（6:00～22:00）の等価騒音レベルは、いずれの地点も70dBであり、環境基準（70dB）を満たしていた。

夜間（22:00～6:00）の等価騒音レベルは、65～69dBであり、一般国道1号（①～③）で環境基準（65dB）を超過していた。

測定項目 評価区間	区間 延長 (Km)	等価騒音レベル (dB)				時間交通量		面的評価				測定日	
		道路端		背後地		(台/時)		戸数	環境基準達成率 (%)				
		昼 6～22時	夜 22～6時	昼 6～22時	夜 22～6時	昼 7～9時	夜 22～0時		昼夜両方 24時間	昼のみ 6～22時	夜のみ 22～6時		
①：一般国道1号 評価区間3の測定結果を利用し面的評価	3.8							区間内 2507戸	88.0% 2205戸	12.0% 302戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
区間：赤松町6-62～茅ヶ崎1-1-1								近接空間 960戸	72.9% 700戸	27.1% 260戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
環境基準		70	65					非近接空間 1547戸	97.3% 1505戸	2.7% 42戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
要請限度		75	70										
②：一般国道1号 評価区間3の測定結果を利用し面的評価	2.9							区間内 1755戸	87.1% 1528戸	12.9% 227戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
区間：茅ヶ崎1-1-1～今宿898								近接空間 647戸	69.7% 451戸	30.3% 196戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
環境基準		70	65					非近接空間 1108戸	97.2% 1077戸	2.8% 31戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
要請限度		75	70										
③：一般国道1号 測定場所：中島152付近 用途地域：第二種住居地域	0.5	70	69	54	47	1301	450	区間内 113戸	79.6% 90戸	20.4% 23戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	令和6年 11月14日 ～ 11月15日
区間：今宿898～中島121								近接空間 41戸	51.2% 21戸	48.8% 20戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
環境基準		70	65	65	60			非近接空間 72戸	95.8% 69戸	4.2% 3戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
要請限度		75	70										
④：伊勢原藤沢・一般国道468号（圏央道） 用途地域：市街外調整区域	0.7	70	65	59	50	1302	234	区間内 48戸	100.0% 48戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	令和6年 11月14日 ～ 11月15日
測定場所：萩園459付近						1729	339 (※)	近接空間 24戸	100.0% 24戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
区間：萩園459～円蔵2664-3								非近接空間 24戸	100.0% 24戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
環境基準		70	65	65	60								
要請限度		75	70										

道路端
背後地
面的評価
環境基準

; 道路の敷地境界線上での測定値。
; 道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所での測定値。
; 道路端から50mの範囲内の住居の環境基準達成状況の評価。
; 環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壤汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

要請限度

; 騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超える道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。

区間内
近接空間

; 区間内の道路端から50mの範囲内の住居。
; 2車線以下の道路は、道路端から15mまでの範囲内の住居。

非近接空間

; 2車線を超える道路は、道路端から20mまでの範囲内の住居。

(※)

; 2車線以下の道路は、道路端から15mを超える50mまでの範囲内の住居。
; 2車線を超える道路は、道路端から20mを超える50mまでの範囲内の住居。
; 時間交通量の上段は一般国道468号（圏央道）（昼間16時間、夜間8時間の平均値）、下段は伊勢原藤沢（昼間2時間、夜間2時間の平均値）を表す。

(2) 道路端測定(市自主調査・令和6年度)

市内の主要8路線の騒音の状況は、昼間は市道東海岸寒川線1路線で環境基準を超過し、夜間は国道134号線を含む4路線で環境基準を超過していました。その他の4路線では、昼夜ともに環境基準を達成していました。

なお、騒音及び振動の要請限度を超過した路線はありませんでした。

(単位: d B)

測定地点	騒音 (Leq)						振動※2 (L ₁₀)				用途地域	測定日		
	測定結果		環境基準		要請限度		測定結果		要請限度					
	昼 6~22時	夜 22時~6時	昼 6~22時	夜 22時~6時	昼 6~22時	夜 22時~6時	8~19時	19~8時	8~19時	19~8時				
1 新湘南国道 今宿市営住宅1号棟 今宿243-3	<u>59</u>	<u>53</u>	65	60	75	70	<u>30</u>	<u>26</u>	65	60	第1種住居	11月7日 から 11月8日		
2 国道134号 柳島記念館 ※1 柳島1900	<u>70</u>	<u>67</u>	70	65	75	70	<u>35</u>	<u>32</u>	65	60	調整	11月28日 から 11月29日		
3 国道1号 下町屋自治会館 ※1 下町屋1-6-19	<u>70</u>	<u>68</u>	70	65	75	70	<u>38</u>	<u>34</u>	65	60	第2種住居	11月18日 から 11月19日		
4 県道45号 茅ヶ崎市消防署 ※1 矢畠1280-3	<u>70</u>	<u>65</u>	70	65	75	70	<u>38</u>	<u>33</u>	70	65	工業	11月25日 から 11月26日		
5 県道46号 事業所駐車場 ※1 萩園1305-2	<u>70</u>	<u>67</u>	70	65	75	70	<u>43</u>	<u>35</u>	70	65	準工業	10月30日 から 10月31日		
6 県道47号 皆楽荘 ※1 堤1928	<u>68</u>	<u>64</u>	70	65	75	70	<u>44</u>	<u>38</u>	65	60	調整	10月22日 から 10月23日		
7 市道東海岸寒川線 一般住宅駐車場 東海岸北5-1-33	<u>68</u>	<u>63</u>	65	60	75	70	<u>42</u>	<u>32</u>	65	60	第1種住居	11月19日 から 11月20日		
8 市道柳島小和田線 東海岸駐在所 東海岸南2-11-1	<u>65</u>	<u>60</u>	65	60	75	70	<u>33</u>	<u>25</u>	65	60	第1種住居	11月14日 から 11月15日		

: 環境基準超過

: 要請限度超過

注 ※1 幹線交通を担う道路に近接する区域、空間です。（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、
2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲。）

※2 振動には環境基準の設定がありません。

(3) 一般環境騒音測定（令和6年度）

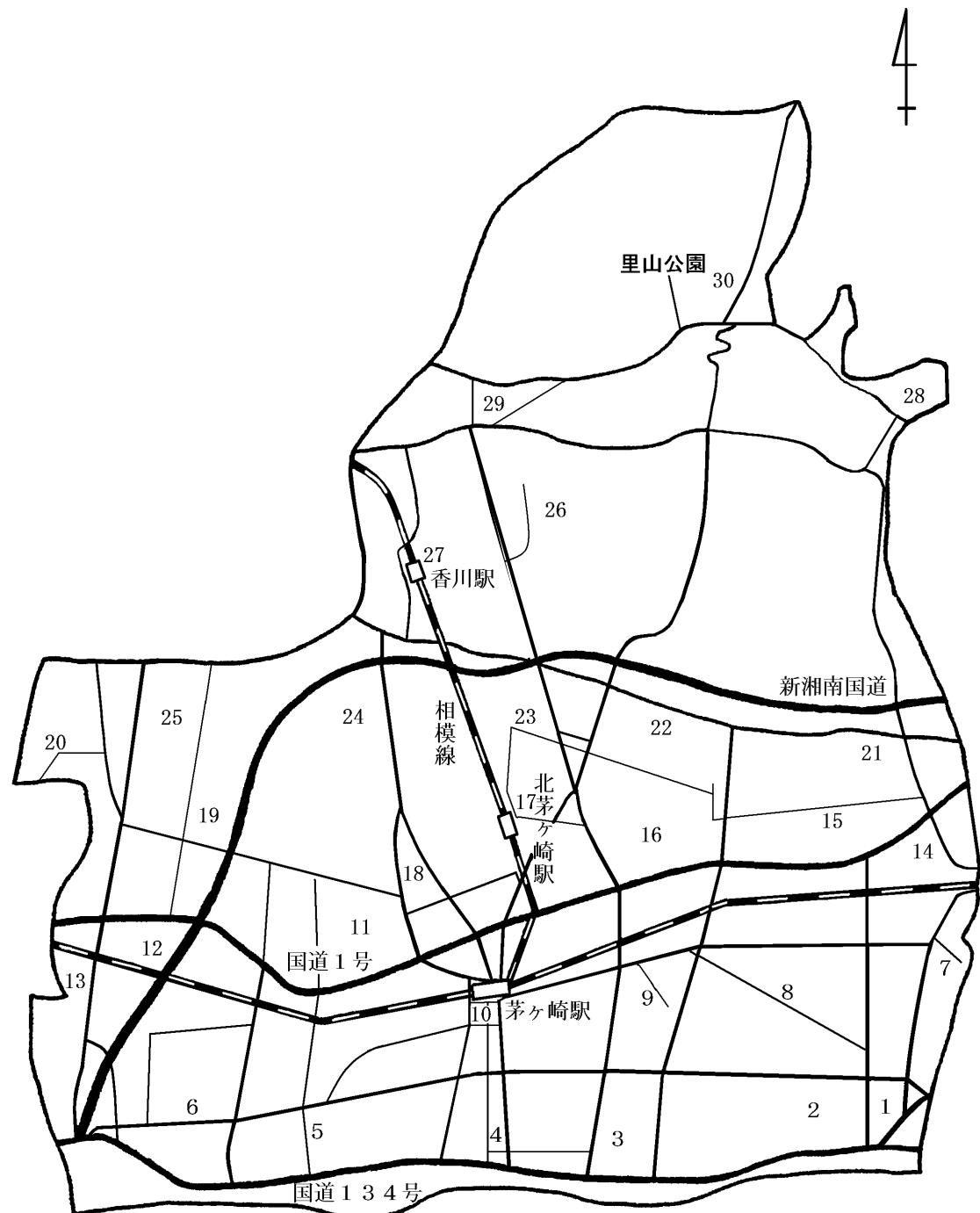
茅ヶ崎市では、平成24年度に環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定を行い、市内の環境基準の順守状況を自主的な測定で確認してきましたが、環境基準を継続的にほぼ全ての地点で達成しているため、平成30年度から測定方法を見直し、測定地点全30地点を4年間に分けて昼間調査することとしました。

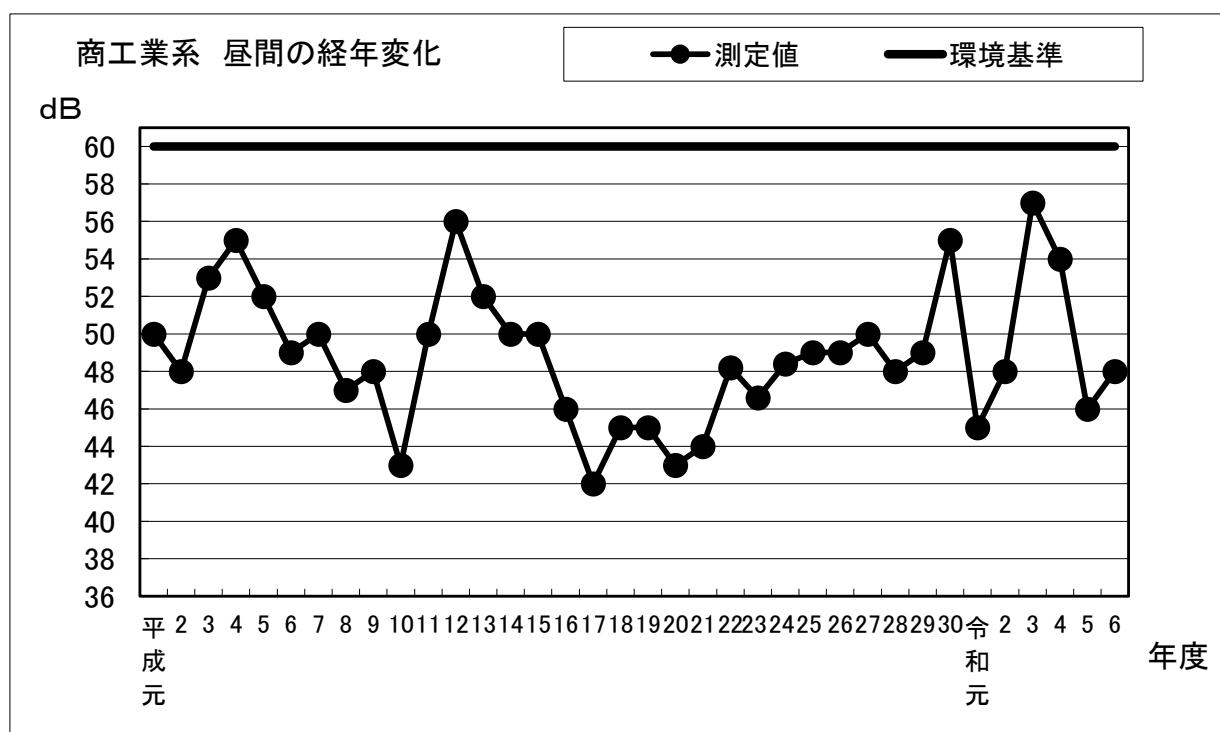
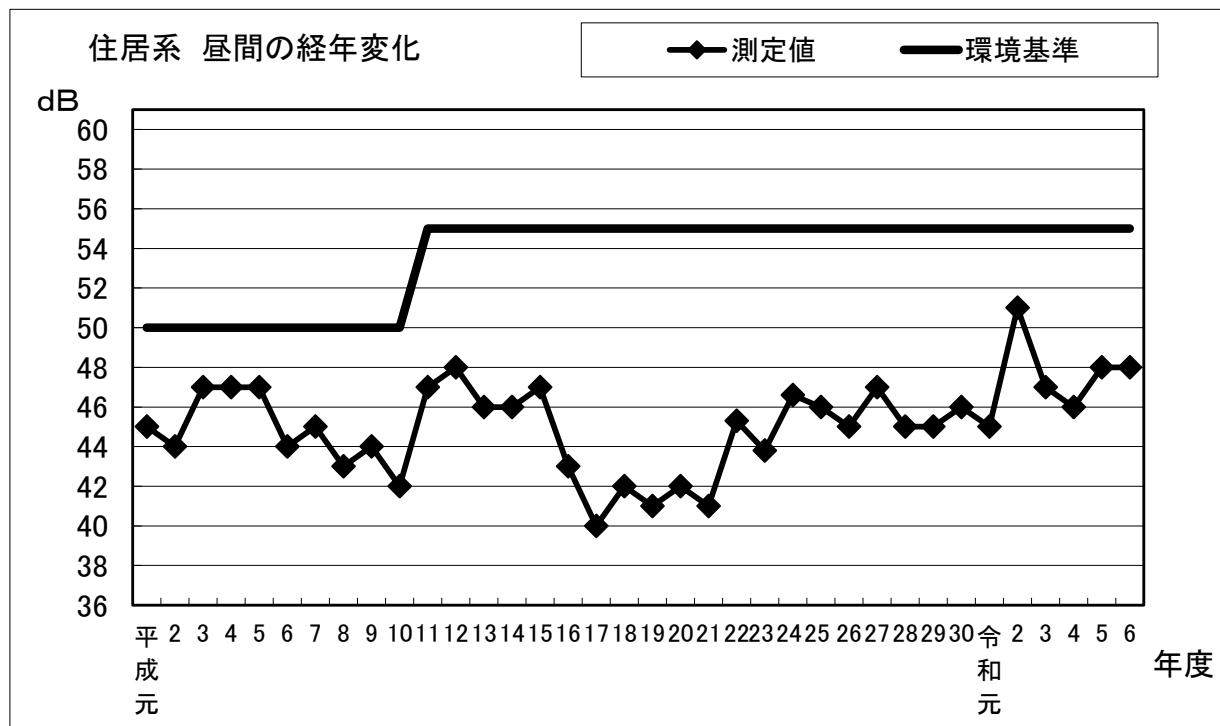
令和7年3月6日に7地点を調査し、全ての地点で環境基準を達成していました。

(d B)

N o.	測定場所	用途地域	等価騒音レベル	
			昼間 6時～22時	
			測定値	環境基準
1	緑が浜7付近	第1種住居	-	55
2	浜須賀7付近	第1種低層住居専用	-	55
3	東海岸南5-3付近	第1種低層住居専用	-	55
4	東海岸南1-15付近	第1種低層住居専用	-	55
5	南湖4-10付近	第1種低層住居専用	-	55
6	浜見平8付近	第1種中高層住居専用	-	55
7	浜竹4-1付近	第1種低層住居専用	-	55
8	美住町14付近	第1種低層住居専用	-	55
9	東海岸北4-12付近	第1種低層住居専用	-	55
10	共恵1-4付近	商業	-	60
11	浜之郷1177付近	第1種住居	-	55
12	中島1373付近	準工業	-	60
13	中島874付近	第1種中高層住居専用	-	55
14	本宿町6付近	準工業	-	60
15	小和田1-8付近	第1種中高層住居専用	-	55
16	本村5-19付近	第1種中高層住居専用	-	55
17	茅ヶ崎521付近	第1種中高層住居専用	-	55
18	矢畠747付近	第1種住居	-	55
19	萩園2114付近	第1種中高層住居専用	-	55
20	萩園3184付近	工業	-	60
21	菱沼1-22付近	第1種中高層住居専用	-	55
22	高田2-11付近	第1種低層住居専用	50	55
23	鶴が台5付近	第1種中高層住居専用	46	55
24	西久保726付近	第1種中高層住居専用	-	55
25	萩園1469付近	第1種中高層住居専用	-	55
26	松風台12付近	第1種低層住居専用	44	55
27	香川16-22付近	近隣商業	48	60
28	堤41付近	第1種低層住居専用	52	55
29	下寺尾1574付近	調整	44	55
30	芹沢902付近	調整	49	55
平均 値			48	

環境騒音測定地点図





注1 測定値及び環境基準値は、平成10年度まで中央値、平成11年度から等価騒音レベルとなっています。

(4) 航空機騒音（令和6年度）

茅ヶ崎市は、厚木飛行場の南西に位置し、米海軍の飛行機の飛行コースの沿線として航空機による影響を受けています。赤羽根中学校と松浪中学校に航空機騒音自動観測装置を設置し測定しています。

なお、全ての地点において環境基準を達成しています。

測定地点	期間内の値	環境基準	測定期間
	Lden[dB]		
赤羽根中学校	39.5	57	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
松浪中学校	38.2	57	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

注1 平成25年4月1日から環境基準はWECPNL値からLdenに変更となりました。

環境基準は57dB以下です。Ldenとは時間帯補正等価騒音レベル（昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル）のことです。

注2 期間内の値とは、測定期間のLdenのパワー平均値です。



図 航空機騒音測定地点

4-4 地盤沈下

(1) 地下水採取量調査および水準測量結果

(2) 公共測量

(1) 地下水採取量調査および水準測量結果

茅ヶ崎市では地下水の過剰採取による地盤沈下の防止を図るため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づいて地下水を採取する事業者に対し、地下水採取の許可及び採取量の報告等を義務付けています。令和6年度の地下水採取量は全体で11,138m³/日であり、前年度と比較し微減となりました。

令和6年度地下水採取量調査まとめ

区分	井戸数(本数)	地下水採取量(m ³ /日)
工業用	36	7,420
農業用	5	2,436
その他	41	1,282
小計	82	11,138

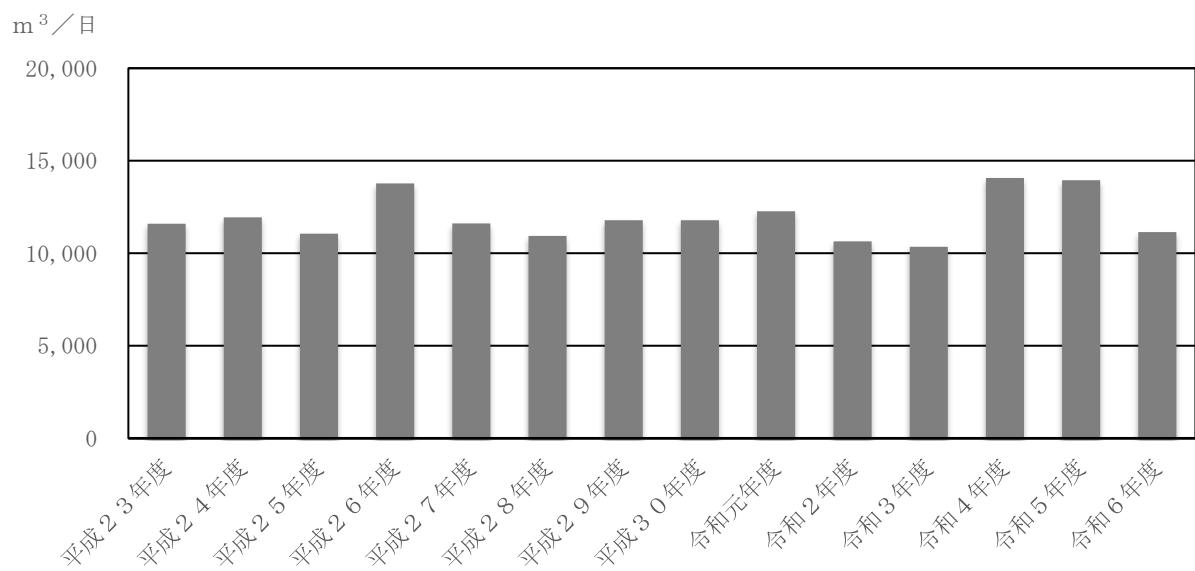


図 地下水採取量の経年推移

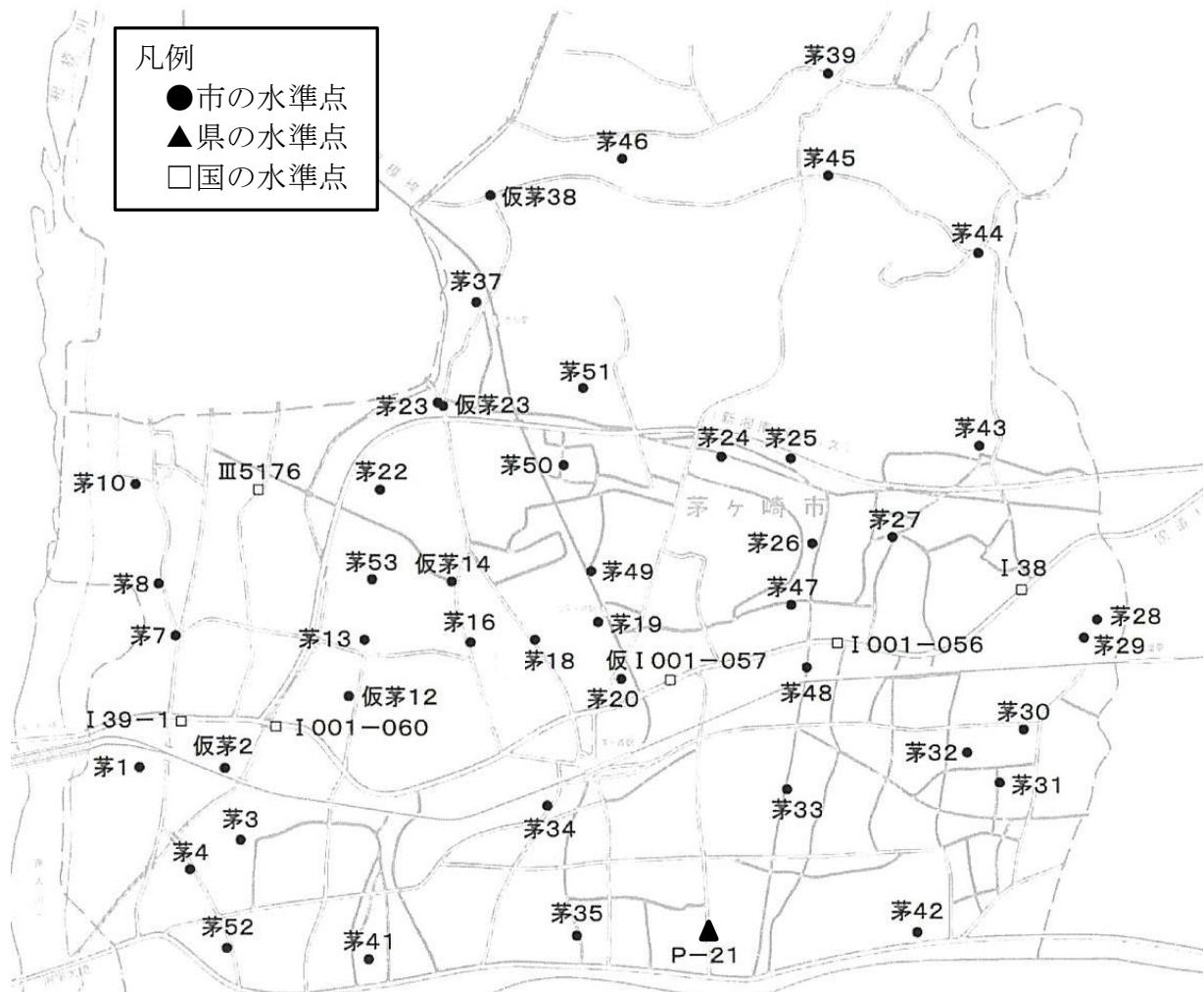
地盤沈下状況の推移(隔年実施)

区分	令和元年度	令和3年度	令和5年度
指定面積(km ²)	35.76	35.76	35.76
調査面積(km ²)	35.71	35.71	35.71
1cm以上沈下面積(km ²)	2.05	2.33	0.00
最大沈下量(cm)	1.17	1.42	0.82

(2) 公共測量

神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、茅ヶ崎市内が地下水採取により地盤沈下が生じている地域、または生ずるおそれがある地域として指定されていることから、隔年で水準測量（市内 46.25 km）を実施しています。

隔年実施のため、令和6年度は調査を実施しておりません。



水準測量路線網図

番号		番号		番号		番号	
1	日枝神社	24	本在寺	42	小和田浜公園	I 38	本宿町2-6地先路上
仮2	中島1355地先路上	25	神明大神社	43	宝積寺	I 39-1	信隆寺
3	善福寺	26	永昌寺	44	(株)湘南カントリークラブ	III 5176	満福寺
4	柳島小学校	27	松林小学校	45	フジ化成工業㈱		
7	ナストーア(株)	28	赤松公園	46	北陽中学校		
8	ボゾリスソリューションズ(株)	29	湘南CORUN ENERGY(株)	47	松林中学校		
10	市環境事業センター	30	ふれあい活動ホームあかしあ	48	T O T O (株)		
仮12	下町屋3-5-38地先	31	松浪中学校	49	円蔵小学校		
13	鶴嶺児童公園	32	松浪小学校	50	鶴が台小学校		
仮14	矢畠18-5地先路上	33	松が丘ラチエン通り公園	51	香川小学校		
16	ダーツローブ ボーリングクラブ 茅ヶ崎	34	茅ヶ崎小学校	52	市柳島ポンプ場		
18	矢畠東公園	35	茅ヶ崎公園野球場	53	鶴嶺中学校正門		
19	東邦チタニウム(株)	37	浄心寺	P-21	第一中学校		
20	一里塚公園	仮38	下寺尾444-7地先	001-056	小桜町1-38地先路上		
22	宝生寺	39	小出小学校	仮1-057	本村4-2-25地先		
23	東京電力(株)茅ヶ崎変電所	41	西浜中学校	001-060	下町屋1-1-5地先		

環 境 に 関 す る 用 語 の 解 説

環境に関する用語の解説

〔あ行〕

【アルキル水銀／R-Hg】

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物という。そのうち水銀がメチル基（CH₃）エチル基（C₂H₅）等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。体内に吸収されやすく、臓器、特に脳に蓄積し知覚障害、運動失調、視野狭窄といったいわゆる水俣病の症状を呈する。また生物による濃縮率が高く、魚介類などに多く蓄積されやすい。

【アスベスト／石綿：いしわた、せきめん】

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物の総称。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、抗張力、耐摩耗性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3000種を超える形態での利用があったといわれている。その纖維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して吸入してしまうおそれがある。

【硫黄酸化物／SO_x】

石油や石炭の燃焼によって発生し、主として二酸化硫黄(SO₂)と無水硫酸(SO₃)をいう。主な発生源は、重油ボイラーやごみ焼却場、ディーゼルエンジンなどである。かつてはぜんそくの原因物質として大気汚染の主役であったが、総量規制や脱硫技術の進歩により大幅に改善されてきた。

【一酸化炭素／CO】

炭素化合物が不完全燃焼した時に発生する無色無臭の有害ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症起こしたりする。主な発生源は自動車排ガスである。

【一酸化窒素／NO】

⇒窒素酸化物／NO_x

【1, 1, 1 - トリクロロエタン／C₂H₃Cl₃】

⇒有機塩素系化合物

【1, 4 - ジオキサン】

常温で無色透明の液体で、揮発性物質である。水にも油にも溶けやすい性質から、広く溶剤として使われており、有機化合物を製造する際の反応溶剤として使われるほか、トランジスター、合成皮革や塗料などの溶剤として使われている。人体への影響は、咳、頭痛、意識喪失などがある。

【SS／浮遊物質量】(Suspended Solids)

地表から流出した粘土や有機物、プランクトン、工場排水などに起因する金属類など水中に浮遊している不溶性、2mm径以下の物質で、河床などに沈積して魚介類に影響を及ぼしたり、光の透過が妨げられて植物の光合成に影響することがある。

【Lden／エルデン】(時間帯補正等価騒音レベル)

昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル。
航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（平成19年12月17日環境省告示第114号）が平成19年12月17日に公布され、平成25年4月1日に施行。
これにより、平成25年4月1日以降は、航空機騒音の評価指針が最大騒音レベルと航空機数に基づく評価である『WECPNL』から、時間帯補正等価騒音レベルである『Lden』に改正されます。
環境基準は、57dB以下。

【O-157】

一部の大腸菌には人間に対し強い毒素をもつものが知られている。このように、人間の腸管内に感染して下痢症などを引き起こす大腸菌を「病原性大腸菌」と呼んでいる。

O-157は病原性大腸菌の1種で、出血性大腸炎に続いて溶血性尿毒症を引き起こすことが知られている。なお、O-157の名称は菌の血清型による分類からきており、O型抗原で157番目に確認されたものであることを示している。

【オゾン層破壊】

オゾン層には有害な紫外線を吸収し、生物への悪影響を抑える働きがある。しかし、近年空調機の冷媒や工業用の洗浄剤などとして使われたフロンが、大気中に放出されオゾン層が破壊されることによるオゾンホール現象が観測されている。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響が懸念される。

【温室効果】

地球は太陽からの日射を受けて暖まる一方、その熱を宇宙へ逃がしているので、地球の気温はほぼ一定に保たれている。しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加していくと、地表から放出される熱はガスに吸収されるため、その一部は地表に戻されて大気の温度が上昇します。この現象が温室における温度の上昇と似ていることから、「温室効果」といわれている。

温室効果ガスとは、二酸化炭素、オゾン、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの物質を指します。中でも、二酸化炭素の影響が約5割強を占めており、二酸化炭素の削減が地球温暖化防止の重要な課題となっています。

【か行】

【カドミウム／Cd】

主な用途は顔料、電池、金属加工などで、人体に対する毒性は強く、急性毒性としては数gの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。又公害病として有名なイタイイタイ病の原因物質といわれ、人体に入るとカルシウム代謝の異常などを引き起こし、骨に影響（重度の骨軟化症）を及ぼす。

【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壤汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

【揮発性有機化合物／VOC】

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、炭化水素系物質を主とする。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあり、主なもので約200種類ある。SPMや光化学オキシダントの原因物質の一つである。

【98%値】

環境基準に関する長期的評価については、日平均値を年間にわたり測定値低い方から順に並べて、98%に当たる値を用いて評価する。例えば365日分の測定値がある場合は低い方から358番目の値。

【空間放射線量】

空間に存在する放射線の量。放射線の量を表す単位には、人体が受けた放射線により影響の度合いを示すシーベルトなどがある。

【健康項目】

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、カドミウム、鉛、水銀等の重金属やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物等27項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

【公害】

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

【光化学オキシダント／O_x】

光化学オキシダントは、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）など酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物（NO_x）と炭化水素（HC）から光化学反応により生成する。これが光化学スモッグの主成分である。

〔さ行〕

【再生可能エネルギー】

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギーの代表として挙げられている。

【シアノ／CN】

シアノは青酸カリ（シアノ化カリ／KCN）に代表されるように、毒性が非常に強く、成人の経口致死量はシアノ化水素で50～60mgといわれている。用途としては金属の精錬、電気メッキなどでシアノ化カリ、シアノ化ナトリウムといったシアノ化合物として使われている。

【COD／化学的酸素要求量】(Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。数値が大きいほど有機物による汚濁が大きいことを示す。湖沼や海域における有機汚濁の代表的な指標として用いられ、環境基準が定められている。

【自動車騒音の面的評価】

自動車交通騒音による影響を、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価する方法。

【自動車排出ガス測定局】

交差点、道路端付近など、自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気汚染状況を常時監視することを目的に設置された測定局。二酸化窒素、一酸化窒素等を常時監視している。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素／NO₃₋N、NO₂₋N】

人の体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に摂取した場合はメトヘモグロビン血症等の障害を起こすことがある。

【水素イオン濃度／pH】

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標で、7のとき中性でそれより大きいとアルカリ性、小さいと酸性になる。通常の河川水はpH7付近で、また海水ではpH8付近となっている。

【水準測量】

水準測量とは、土地の高さ（標高）を調査するため調査対象区域に水準点を定め測量することをいう。測量にあたっては2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求める。この繰り返しで、水準点間の高さを求める。精密な水準測量では高低差を0.1mmまで求めている。また、国内の水準測量の基準となる日本水準原点は国会前庭内憲政記念会館南にあり、原点内部の水晶板のゼロ目盛の高さが東京湾平均海面上24.4140mとされている。

【生活環境項目】

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これにはpH、D0、BOD、COD等の13項目がある。基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水などの水利用目的や水生生物の生息状況に応じて区分された類型ごとに定められている。

【セレン／Se】

地殻中の存在量は0.05mg/kgとわずかだが、自然界に広く存在する。用途はセラミクス、半導体、光電池、整流器など幅広い。過剰に摂取すると頭痛、呼吸不全などの急性中毒や皮膚、胃腸、神経障害などの慢性中毒を引き起こす。

【全窒素／T-N】

窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH₄-N）、亜硝酸態窒素（NO₂-N）、硝酸態窒素（NO₃-N）に分けられる。有機態窒素はたんぱく質に起因するものと、非たんぱく質性のものと分けられる。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化（閉鎖性水域等において植物プランクトンなどの栄養源である窒素、リン化合物が過剰になる現象。赤潮などの発生要因となる。）の目安になる。

【全リン／T-P】

リン化合物全体のことで、無機態リンと有機態リンに分けられる。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

【総水銀／T-Hg】

無機水銀と有機水銀を合わせたものをいう。古くから防腐、消毒、金の精錬などに使われ現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。有機水銀化合物のうち水銀がメチル基（CH₃）、エチル基（C₂H₅）等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。アルキル水銀は吸收されやすく、諸臓器等に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中枢神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされている。

[た行]

【ダイオキシン類】

一般に、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類化合物と呼んでいる。平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにCo-PCBを含めて”ダイオキシン類”と定義された。それぞれの毒性は塩素のつく数と位置によって異なり、最強とされているのは2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TCDD)である。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するには合計した影響を考えるための手法が必要となる。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられており、多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数(TEF)を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値(毒性等量TEQ)が用いられている。

2,3,7,8-TCDDはベトナム戦争で枯葉作戦に使用された除草剤に不純物として含まれていたため、人や生態系に深刻な被害を及ぼしたことが知られている。また、残留性、蓄積性が高く、肝臓や皮膚に障害を起こし、強い催奇性や発ガン性をもつ。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼だが、その他に製鋼用電気炉、タバコの煙、自動車排ガスなど様々な発生源がある。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積されている可能性があるとの研究報告がある。

【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められている。

【大腸菌数】

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出される、水のふん便汚染の指標として使われる数値。大腸菌群数の測定は、ふん便汚染のない水や土壤等に分布する自然由来の細菌も含まれるため、大腸菌数の方がより的確にふん便汚染をとらえることができる指標といえる。

値が小さいほど、ヒトや動物からの排泄物による汚染が少ないといえる。

【チウラム／C₆H₁₂N₂S₄】

農薬で白色の固体。殺菌の用途で種子消毒、茎葉散布剤として使用される。除草剤として使用されるシマジン、水田除草剤として用いられるチオベンカルブといった農薬もチウラム同様環境基準が定められている。

【地球温暖化】

大気中に二酸化炭素などの熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地球の気温が上昇することをいう。数千年の間1～2℃の気温変化しかなかった大気がここ数十年の間に急な上昇を起こすことは、大気全体に深刻な影響を与え、数々の異常気象を生む原因となっている。

【窒素酸化物／NO_x】

ものの燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生じ、発生源としては自動車、工場、暖房機器などがある。燃料などの燃焼過程ではほとんどが一酸化窒素(NO)の形で排出されるが、大気中で酸化され二酸化窒素(NO₂)となる。窒素酸化物は光化学スモッグの原因物質のひとつで、人の呼吸器に悪影響を与える。

【DO／溶存酸素】

水中で溶存している酸素の量を示す。溶存酸素が不足すると、水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがある。

【デシベル／d B】

騒音や振動の大きさを表す単位。デシベル（d B）は音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して、人の感覚に対応するように補正したもの。

【テトラクロロエチレン／C₂C l₄】

⇒有機塩素化合物

【等価騒音レベル／L_{eq}】

測定時間内における騒音レベル(dB)の総エネルギー平均値。

【特定建設作業】

建設作業の内、著しく騒音、振動を発生するもので、騒音規制法・振動規制法において規制の対象となっている作業。くい打機、くい抜機やさく岩機、ブレーカーを使用する作業などが該当する。

【トリクロロエチレン／C₂HCl₃】

⇒有機塩素化合物

〔な行〕

【鉛／P b】

古くから人類に利用してきた金属のひとつで、現在でもその鑄にくさ、加工のしやすさなどから鉛管・板、蓄電池等金属のまま使用されるほか、化合物としても広く使われている。人体への影響としては貧血や中枢神経への影響などがあげられる。

【二酸化硫黄／S O₂】

⇒硫黄酸化物／S O_x

【二酸化窒素／N O₂】

⇒窒素酸化物／N O_x

〔は行〕

【BOD／生物化学的酸素要求量】(Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量をいう。値が大きいほど水は有機物によって汚染されていることを示し、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられる。

【PM2.5／微小粒子状物質】

工場や自動車の排出ガスなどに含まれる微小な粒子のことで、大気汚染物質の一つとされている。粒径10 μm(0.01mm)以下のものをSPM(浮遊粒子状物質)といい、粒径2.5 μm以下の微小な粒子をPM2.5(微小粒子状物質)平成21年9月に新たに環境基準が設た。人体への影響は呼吸器・循環器の疾患や肺がんなど健康への影響が心配されている。

【PCB／ポリ塩化ビフェニール】

天然には存在しない合成有機塩素化合物。熱、酸・アルカリに強く、絶縁性が高いなどのすぐれた特性があり工業的に広く利用してきた。用途はトランス油、コンデンサー、熱媒体などがある。人体への影響は皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害を引き起こす。カネミ油症候群の原因物質として知られる。

【PFOS・PFOA／ペルフルオロオクタンスルホン酸・ペルフルオロオクタン酸】

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)は有機ふっ素化合物の一つである。半導体製造、金属メッキ処理、泡消火剤、界面活性剤などに主に使われてきた。分解が遅い性質のため、環境中で蓄積され、環境や食物連鎖を通じて人の健康、動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

【非メタン炭化水素】

炭化水素は炭素と（C）と水素（H）からなる揮発性ガスの総称で、その主なものはエチレン、プロピレン、トルエンなどである。非メタン炭化水素（NMHC）は、炭化水素（HC）から光化学反応速度が遅いメタン（CH₄）を除いたものをいう。

【ふっ素／F】

天然には単体として存在せず、ふっ化物イオンとして広く存在する。用途としてはふっ素系樹脂の原料、ガラスのつや消しなどがある。人体への影響は中枢神経障害などがあげられる。

【浮遊粒子状物質／SPM】(Suspended Particulate Matter)

すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在もののうち粒径が10μm (0.01mm)以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により呼吸気管の深部まで達し、人の健康に及ぼす影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつであるといわれている。

【粉じん】

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。粉じんのうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある石綿を特定粉じんといい、それ以外を一般粉じんという。

【ふん便性大腸菌群数】

大腸菌群のうち44.5°Cで培養したときに検出される細菌数のことをいう。通常の大腸菌群数(培養温度:36°C)には、大腸菌以外に土壤・植物など自然界に由来する菌種も多く含まれるが、ふん便性大腸菌群数はふん便由來の菌(大腸菌)の数とほぼみなすことができる。

【ベンゼン／C₆H₆】

揮発性有機化合物の1つで、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の原料、溶剤等に使われている人体への影響は白血病、再生不良貧血等があげられる。

【ほう素／B】

自然界には主にほう酸塩として存在する。用途としては、ガラス、陶器のエナメル合成、着火防止剤、燃料合成などがある。人体への影響は中枢神経障害があげられる。

[ま行]

【マイクロプラスチック】

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

[や行]

【有害大気汚染物質】

人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性を有するもので、一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないが、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される。 NO_x や SO_x などの大気汚染物質とは区別して用いられる。

【有機塩素化合物】

炭素と塩素が直接結合した有機化合物をいい、一般に不燃・不溶性で生物分解がしにくい。金属機械部品の脱脂・洗净、ドライクリーニングなどに大量に使用されたため、廃液等による地下水汚染が問題となった。人体への影響としては肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。代表的な物質としてはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンが上げられる。また、他にジクロロメタン、四塩化炭素なども平成5年に水質環境基準項目に指定された。

【要請限度値】

騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超える道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。

[ら行]

【六価クロム／Cr⁶⁺】

クロム化合物のうち三価のものはその毒性はほとんど問題ないが、六価クロム、特にクロム酸や重クロム酸の形のものは酸化力が強く有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液やクロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中穿孔などがある。

○令和6年度 広報記事一覧

《令和6年4月1日号》	《令和6年8月1日号》
<p> 光化学スモッグ注意報が発令されたら 健康被害に遭わないために、屋外での激しい運動を控えてください。目がチカチカする、息苦しいなどの症状を感じたら洗眼やうがいをして室内で休みましょう。 問合 環境保全課☎(81)7177</p>	<p> 川や水路に腐油、ベンキなど汚れた水を流さないでください 問合 環境保全課☎(81)7177</p>
<p>《令和6年5月1日号》</p>	
<p> PM2.5(微小粒子状物質)にご注意を PM2.5高濃度予報が発表されたら、屋内の換気や窓の開閉を必要最小限とし、屋外での長時間の激しい運動を控え、不要、不急の外出をできるだけ減らしましょう。【環境保全課☎(81)7177】</p>	
<p>《令和6年7月1日号》</p>	
<p> 生活騒音防止のためにちょっとした心遣いを 夜中の騒ぎ声、テレビや洗濯機の音、ペットの鳴き声などに配慮し、良好な近隣関係を築きましょう。【環境保全課☎(81)7177】</p>	
<p>《令和6年12月1日号》</p>	
<p> 薪ストーブの適切な使用を 薪ストーブは煙や臭いがご近所トラブルの原因になることがあります。 小まめに掃除・点検を行い、乾燥した薪を使いましょう。購入検討の方は煙突位置や高さに配慮を。 問合 環境保全課☎(81)7177</p>	
《令和6年12月1日号》	《令和7年2月1日号》
<p>野外での焼却(野焼き)は原則禁止 ごみは焼却せず、分別を行い、指定の曜日・場所に出しましょう。 問合 環境保全課☎(81)7177</p>	<p>生活騒音防止のためにちょっとした心遣いを 夜中の騒ぎ声、テレビや洗濯機の音、ペットの鳴き声などに配慮し、良好な近隣関係を築きましょう。 問合 環境保全課☎(81)7177</p>

茅ヶ崎の環境

令和8年（2026年）2月発行（180部作成）

編集・発行 茅ヶ崎市環境部環境保全課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 スマートフォンサイト
QRコード

TEL. 0467-81-7177 (直通)

FAX. 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



冊子として作成したものは、再生紙を使用しています。